平成24年度　第1回
大阪航空局 総合評価等に関する委員会

平成24年10月24日

平成24年度　第1回　大阪航空局 総合評価等に関する委員会

目　　次

Ⅰ．総合評価落札方式の運用について【建設コンサルタント業務関係】

資料1　大阪航空局運用ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
（建設コンサルタント業務等のプロポーザル方式及び総合評価落札方式）

Ⅱ．総合評価落札方式の運用について【工事関係】

資料2　CPD及び登録基幹技能者制度の普及に向けた取組状況・・ P13

資料3　建築工事における施工体制確認型の拡大について・・・・・・・ P16

資料4　社会保険未加入問題への対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P17

資料5　空港工事施工管理技術者導入後の実施状況・・・・・・・・・・・・・ P18

資料1　大阪航空局運用ガイドライン

- 大阪航空局建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン -

（1）　運用ガイドラインの改定要旨について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P3

（2）　方式選定の基本的考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P4

（3）　具体的な実施区分・手順について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P5

（4）　プロポーザル方式及び総合評価落札方式の
評価項目・配点ウェイトの見直しについて・・・　P6

（5）　総合評価落札方式（標準型）の評価基準の導入について ・・　P9

（6）　履行確実性評価の導入について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P10

(1) 運用ガイドラインの改定要旨について

・国土交通省では、平成23年6月に「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」において、「運用ガイドライン※1」が改定され、航空局においても、平成24年3月に「航空局運用ガイドライン※2」（何れも本省）が制定された。
・「大阪航空局運用ガイドライン※3」については平成22年1月の「総合評価等に関する委員会」で審議され、制定されたものであるが、この内容を基本とし、「運用ガイドライン」の改定内容及び「航空局運用ガイドライン」の内容を踏まえ、また他部局（地方整備局等）の運用ガイドラインも参考とし、改定を行うこととした。

※1「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（H23.6改定）」（調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）
※2「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（H24.3制定）」（国土交通省航空局）
※3「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（試行版）（H22.1制定）」（大阪航空局空港部版）

「大阪航空局運用ガイドライン」の主な改定点

① プロポーザル方式及び総合評価落札方式（簡易型、建築及び設備関係の標準型）について、評価基準の項目や配点ウェイトの見直しを行うこととした。

② 空港計画・土木関係における総合評価落札方式（標準型）の評価基準を新たに設定することとした。

③ 総合評価落札方式において、低入札対策として地方整備局等において既に導入している「履行確実性評価」を行うこととした。

(2) 方式選定の基本的考え方について

・「運用ガイドライン」等に表現を合わせ改正を行った。
・ヒアリングの実施のあり方について、運用ガイドラインを参考として表記した。
・総合評価落札方式の対象業務の予定価格による目安を試行的に1,000万円以上とし、明示した。

■ 建設コンサルタント業務等における調達方式を選定する際の基本的な考え方

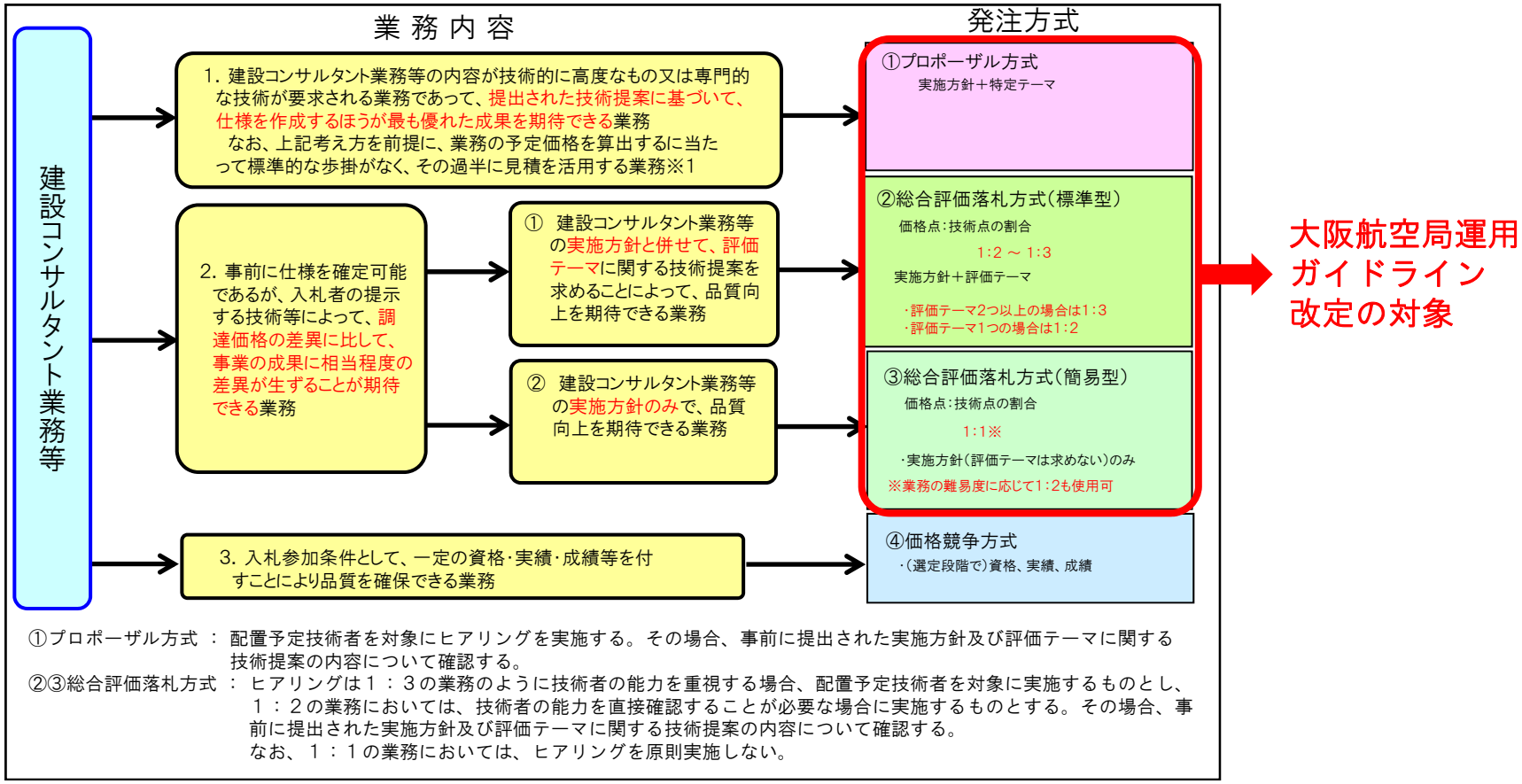

①プロポーザル方式 ： 配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

②③総合評価落札方式 ： ヒアリングは１：３の業務のように技術者の能力を重視する場合、配置予定技術者を対象に実施するものとし、１：２の業務においては、技術者の能力を直接確認することが必要な場合に実施するものとする。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。
なお、１：１の業務においては、ヒアリングを原則実施しない。

総合評価落札方式の対象は、受注者（入札参加者）及び発注者の負担を勘案して、試行的に予定価格1,000万円以上の業務を一つの目安とし、実施するものとする。

(3) 具体的な実施区分・手順について

・実施区分については、通達等に基づき下記のとおりとした。
・実施手順については、「運用ガイドライン」及び「航空局運用ガイドライン」の実施手順を基本とし、総合評価落札方式の一般競争の実施手順を示した。 なお、大阪航空局において設置している委員会等の名称で表記した。

① プロポーザル方式

「運用ガイドライン」及び「航空局運用ガイドライン」の「プロポーザル方式の実施手順」を基本とし、政府調達協定対象基準額以上の業務は公募型、政府調達協定対象基準額未満・5千万円以上の業務は簡易公募型、その他の業務は標準型で実施する。

② 総合評価落札方式【公募型指名競争・簡易公募型指名競争】

「運用ガイドライン」及び「航空局運用ガイドライン」の「総合評価落札方式（標準型）の実施手順」を参照し、政府調達協定対象基準額以上の業務は公募型指名競争、政府調達協定対象基準額未満・5千万円以上の業務は簡易公募型指名競争で実施する。

③ 総合評価落札方式【簡易公募（短縮）型指名競争】

「運用ガイドライン」及び「航空局運用ガイドライン」の「総合評価落札方式（簡易型）の実施手順」を参照し、5千万円未満の業務は簡易公募型指名競争に準じた簡易公募（短縮）型指名競争で実施できることとした。

④ 総合評価落札方式【一般競争】

大阪航空局で発注する業務には対象となる企業が少数の案件もあると思慮されるため、5千万円未満の業務では一般競争でも実施できることとし、実施手順を設けた。

(4) プロポーザル方式及び総合評価落札方式の評価項目・配点ウェイトの見直しについて①

・「調査・設計等における品質確保に関する懇談会」及び「運用ガイドライン」の改定を踏まえて制定された「航空局運用ガイドライン」（何れも本省）に基づき、他部局（地方整備局等）の運用ガイドラインも参考とし、「大阪航空局運用ガイドライン」のプロポーザル方式及び総合評価落札方式（簡易型、建築及び設備関係の標準型※）について、評価基準の項目や配点ウェイトの見直しを行った。

※ 平成21年度制定「大阪航空局運用ガイドライン」で空港計画・土木関係の総合評価落札方式については、当面適用する可能性の高い簡易型の評価基準を試行的に設定した。

評価項目・配点ウェイトの主な改定点

■ 空港計画・土木関係の主な改定内容（1／2）

① プロポーザル方式の特定段階における特定テーマに対する技術提案の項目追加

プロポーザル方式について、平成21年3月制定「運用ガイドライン」においては実施方針のみを求め、特定テーマを設けない「技術者評価型」があり、「大阪航空局運用ガイドライン」についても当面適用する可能性の高い「技術者評価型」を用いることとし、評価基準を設けていたところ。

平成23年6月改定「運用ガイドライン」では、プロポーザル方式では全て実施方針＋特定テーマを求めること（従来の「総合評価型」のみ）となったため、プロポーザル方式の特定段階では特定テーマに対する技術提案を評価に加えることとし、全体の評価ウェイトを見直した。

② 技術者資格の追加

技術力を有する技術者を適正に評価するために「運用ガイドライン」等に表現を合わせ、現行の技術士、土木学会認定技術者、RCCM等に追加して、博士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士を業務に応じて評価することとした。

(4) プロポーザル方式及び総合評価落札方式の評価項目・配点ウェイトの見直しについて②

評価項目・配点ウェイトの主な改定点

■ 空港計画・土木関係の主な改定内容(2／2)

③ 企業・技術者の成績の評価に関する改定

企業・技術者の成績について、「運用ガイドライン」等の改定に合わせ、受注者の実績をより適正に評価できる実績を評価することとした。また判断基準について、大阪航空局における成績評定の実態及び他部局(地方整備局等)における判断基準の状況から、見直しを実施した。

【現行】

評価対象実績	評価対象区分
提出された3件の同種又は類似業務の平均評定点	①85点以上
	②80点以上85点未満
	③75点以上80点未満
	④70点以上75点未満
	⑤65点以上70点未満
	⑥65点未満

【改定案】

評価対象実績	評価対象区分
過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均評定点	①78点以上
	②76点以上78点未満
	③74点以上76点未満
	④72点以上74点未満
	⑤70点以上72点未満
	⑥70点未満

④ CPD推奨単位取得者の追加

工事における総合評価落札方式において、CPD制度の活用に取り組んでいることを踏まえ、「運用ガイドライン」等の改定に合わせ、プロポーザル方式の特定段階及び総合評価落札方式の入札段階において、配置予定技術者の経験・能力として「CPD取得単位」を必要に応じて設定する項目として追加し、評価できることとした。

(4) プロポーザル方式及び総合評価落札方式の評価項目・配点ウェイトの見直しについて③

評価項目・配点ウェイトの主な改定点

■ 建築及び設備関係の主な改定内容(1／1)

① 技術者の評価項目及び評価ウェイトに関する改定

「運用ガイドライン」等の改定に合わせ、実施方針及び評価テーマに関する技術提案を重視し、現行では評価項目としていた配置予定技術者の経験年数について、評価を行わないこととした。

また、プロポーザル方式の特定段階及び総合評価落札方式の入札段階において、現行では管理技術者、主任担当技術者及び担当技術者について評価していたが、「運用ガイドライン」等の改定に合わせ、管理技術者及び主任担当技術者について評価し、担当技術者については評価を行わないこととした。

上記により、全体の評価ウェイトの見直しを行い、実施方針及び評価テーマに関する技術提案の配点割合を高くした。

② 技術者の同種業務等実績・成績の適用年数の改定

配置予定技術者の同種又は類似業務の実績及び成績について、現行では適用年数を業務内容に応じて適宜、設定することとしていたが、適正化・標準化を図るため、「運用ガイドライン」等の参考資料及び空港計画・土木関係との整合を勘案し、同種又は類似業務の実績については過去10年間、成績については過去4年間を適用することとした。

(5) 総合評価落札方式(標準型)の評価基準の導入について

・「運用ガイドライン」等の改定に合わせ、大阪航空局においても空港計画・土木関係の総合評価落札方式について、新たに標準型(1:2、1:3)の評価基準を設けることとした。
・評価項目については、「運用ガイドライン」及び「航空局運用ガイドライン」の内容、並びに先に設けたプロポーザル方式及び総合評価落札方式(簡易型)の評価項目(改定案)に合わせた。
・評価ウェイトについては、「運用ガイドライン」及び「航空局運用ガイドライン」に示される「標準的な配点ウェイト」に合わせることとし、変動可能幅の中のウェイトの移転は行わない※こととした。
・一般競争も採用できることとしていることから、入札時の1段階のみで評価する場合の評価基準を簡易型と同様に設けた。

※ 現行のプロポーザル方式及び総合評価落札方式(簡易型)についても変動可能幅の中のウェイトの移転は行わないこととしている。

■ 空港計画・土木関係の総合評価落札方式(標準型)の配点

① 指名段階における評価項目に対する評価ウェイト

評価項目	参加表明者(企業)		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価ウェイト	15%	35%	15%	35%

② 入札段階における評価項目に対する評価ウェイト

評価項目			参加表明者(企業)		予定技術者		技術提案等	
			資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価ウェイト	2段階方式	1:2	—	—	15%	18%	30%	37%
		1:3	—	—	10%	15%	25%	50%
	1段階方式	1:2	6%	10%	7%	10%	30%	37%
		1:3	4%	8%	5%	8%	25%	50%

(6) 履行確実性評価の導入について①

・「調査･設計等における品質確保に関する懇談会」の検討結果とりまとめにて、技術評価点の中で技術提案の確実な履行の確保を評価し、厳格に反映する「履行確実性評価」の試行を実施し、履行確実性評価を導入した範囲では、低入札落札発生率は減少するという結果が得られ、履行確実性評価の導入効果が確認できたと報告されていることから、地方整備局等において既に導入されている「履行確実性評価」を、大阪航空局においても低入札対策として行うこととした。

① 対象業務

予定価格が1千万円以上の業務

② 履行確実性評価の流れ

原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した応札者において、調査基準価格未満の価格で入札したすべての応札者については開札後速やかにヒアリングを実施する。調査基準価格以上の価格で入札した応札者については、提出資料で履行確実性が確認できる場合は、ヒアリングを省略できる。
※提出資料とは、参加表明資料及び技術提案した資料等を言う。

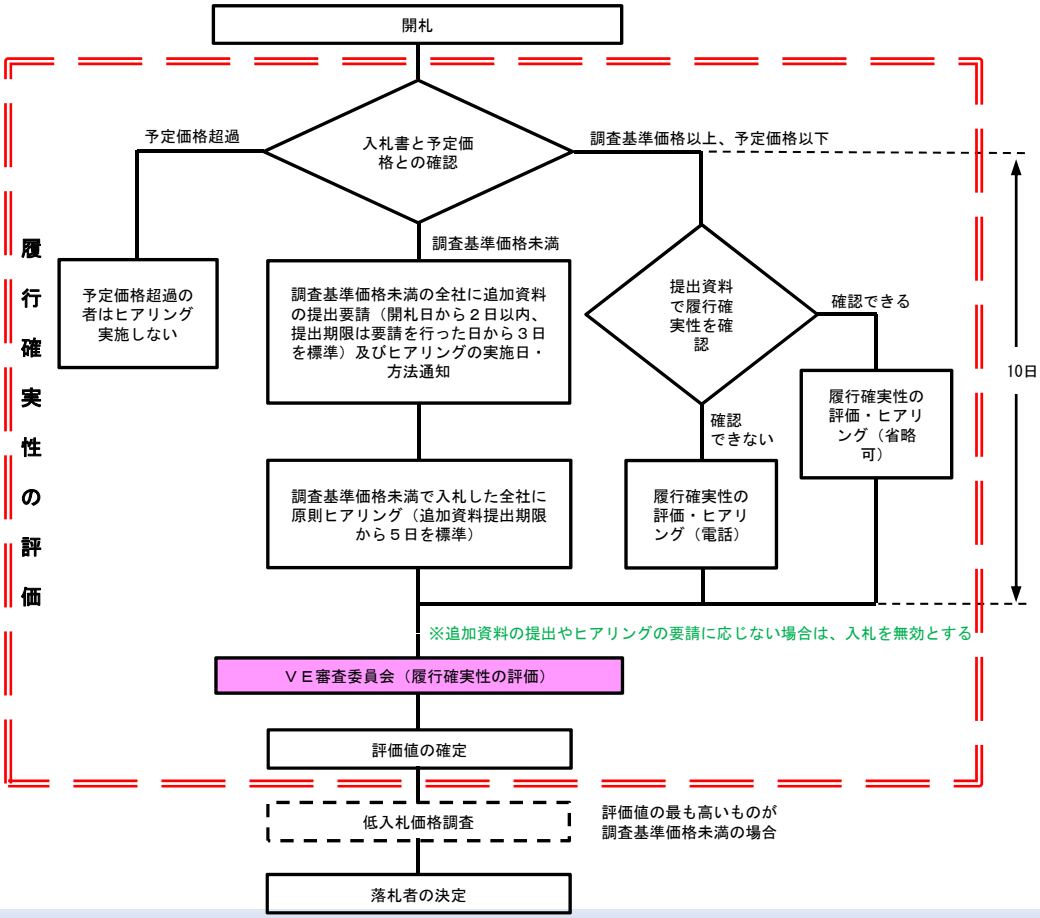

(6) 履行確実性評価の導入について②

③ 審査項目

調査基準価格未満の応札者に対する履行確実性評価は、提出された追加資料を基に審査の視点の4項目について実施し、公正、公平な審査を適切に行う。

【審査の視点】
a ） 業務内容に対応した費用が計上されているか。
b ） 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
c ） 品質管理体制が確保されているか。
d ） 再委託先への支払いは適正か。

【審査内容】
a ） 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているか。
b ） 配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。配置予定技術者の人工が適正であるか。
c ） 照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。照査予定技術者の人工が適正であるか。
d ） 再委託業務内容を再委託先が確認しているか。

④ 評価方法

各審査項目毎に審査(「○」or「×」)した上で、5段階(A～E)で総合的に評価し、履行確実性に関する度合い(履行確実性度)を技術提案評価点に乗じることにより評価する。

$$「履行確実性度」= \frac{(「○」と審査した項目数)}{4\ (全項目)}$$

評価	履行確実性度	「○」と審査した項目数
A	1	4
B	0.75	3
C	0.5	2
D	0.25	1
E	0	0

(6) 履行確実性評価の導入について③

⑤ 技術評価点の算出

技術評価点＝(配置予定技術者の経験及び能力)
＋(履行確実性評価前の技術提案評価点)×α(履行確実性度)

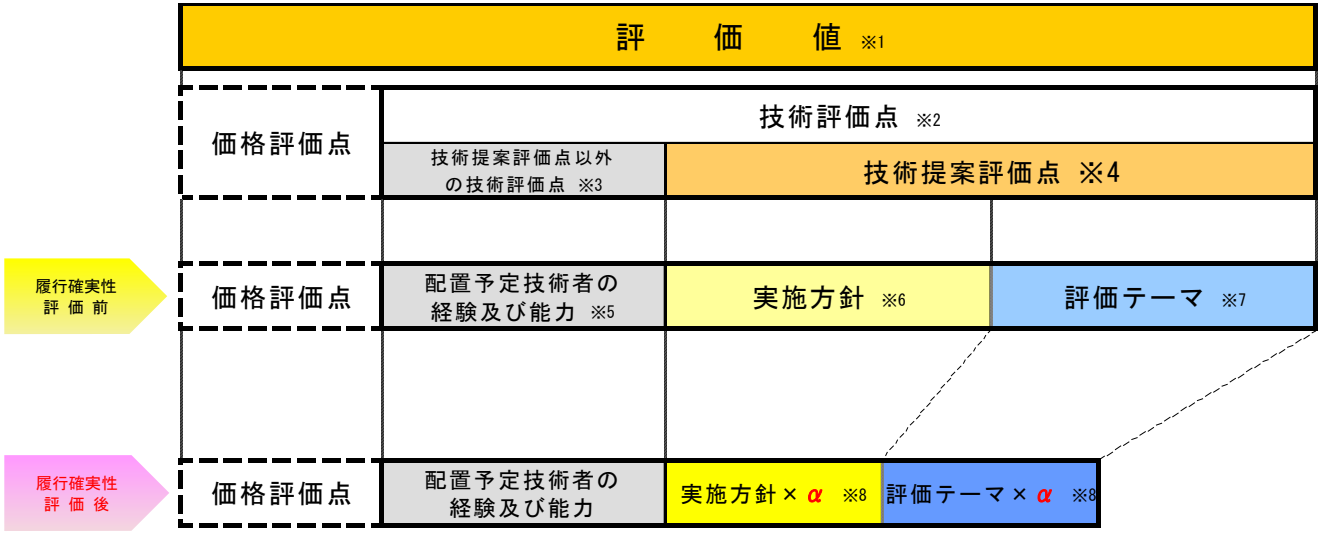

※１　評価値 ＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点

※２　技術評価点 ＝ 技術提案評価点以外の技術評価点 ＋ 技術提案評価点

※３　技術提案評価点以外の技術評価点 ＝ 配置予定技術者の経験及び能力に係る評価点

※４　技術提案評価点 ＝ 実施方針に係る評価点 ＋ 評価テーマに係る評価点

※５　【配置予定技術者の経験及び能力】 配置予定技術者の資格・実績、成績・表彰等

※６　【実施方針】 実施方針、実施フロー、工程表、その他

※７　【評価テーマ】 評価テーマに関する技術提案

※８　【α】 履行確実性度

資料2　CPD及び登録基幹技能者制度の普及に向けた取組状況

(1) CPD、登録基幹技能者等の取組状況の公表

CPD制度、登録基幹技能者制度及び空港工事施工管理技術者制度を活用した評価の実施の取り組みについて、大阪航空局のホームページで公表（平成24年5月～）し、制度の普及を図っている。

大阪航空局におけるCPD制度及び登録基幹技能者制度等の活用について

平成24年5月
＜問い合わせ先＞
経理課
（06-6949-6206）
技術管理課
（06-6949-0317）

大阪航空局においては、工事の更なる品質確保を促進するため、平成24年度において、総合評価落札方式により発注する工事について、「CPD制度」、「登録基幹技能者制度」及び「空港工事施工管理技術者資格制度」を活用した評価の実施に取り組みます。
また、ダンピング受注（低入札）対策への取組として、建築工事において施工体制確認型総合評価落札方式及び特別重点調査の試行範囲を拡大します。

1．CPD制度の活用

・建設業における優秀な技術者の確保・育成等を推進し、将来における建設工事の品質を確保するために、技術者が自主的に能力を研鑽する上で有効な手法である継続教育（いわゆる「CPD」）への取組を推進するため、総合評価落札方式において評価します。・・・別紙1参照

2．登録基幹技能者制度の活用

・品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するため、建設現場で直接生産活動に携わり、その中核的役割を担う技術者について、工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習を修了し登録された基幹技能者（登録基幹技能者）の活用への取組を推進し、総合評価落札方式において評価します。　・・・別紙2参照

3．空港工事施工管理技術者資格制度の活用

・制限区域、制限表面など一般には見られない空港特有の条件のもとで行われる土木工事は、航空機の安全運航に直結したものとなります。そのため、空港土木工事に特有の技術と高い知識をもった技術者として認定された、空港工事管理技術者の活用への取組を推進し、総合評価落札方式において評価します。・・・別紙3参照

資料2　CPD及び登録基幹技能者制度の普及に向けた取組状況
(2) CPDを評価項目に採用した結果について

・大阪航空局においては、平成22年度より評価項目としてCPDを採用している。
・平成24年8月末現在のCPD対象発注件数は12件で、延べ申請配置予定技術者数は42名、延べ申請配置予定技術者数に対するCPD推奨単位取得者数の割合は、土木63%、建築33%、機械0%となり、合計では36%であった。
・平成23年度 第1回 総合評価等に関する委員会の審議資料で集計（平成22年4月～平成23年6月）した際（土木38%、建築16%、機械0%、合計18%）に比べ、CPD推奨単位取得者数の割合は増加傾向である。
・CPDを評価項目として採用することを、今後も継続して試行していくこととする。

■平成24年度発注工事　競争参加資格確認申請者におけるCPD推奨単位取得者数の業種別状況

（8月末現在）

業　種		CPD対象発注件数	延べ申請者（企業）数	延べ申請配置予定技術者数（A）	うちCPD推奨単位取得者数（B）	割合（C）＝（B／A）
土木	土木工事業又は鋼構造物工事業	1	4	5	5	63%
	土木工事業又はほ装工事業	1	3	3	0	
	小　計	2	7	8	5	
建築	建築工事業	9	27	30	10	33%
機械	管工事業	1	4	4	0	0%
合　計		12	38	42	15	36%

※ 発注件数の総計は12件

資料2　CPD及び登録基幹技能者制度の普及に向けた取組状況
(3) 登録基幹技能者を評価項目に採用した結果について

・大阪航空局においては、平成23年度より評価項目として登録基幹技能者を採用している。
・平成24年8月末現在の登録基幹技能者対象発注件数は12件で、延べ申請者（企業）数は45名、延べ申請者（企業）数に対する登録基幹技能者の従事数の割合は、土木14%、建築33%、機械25%、電気20%となり、合計では27%であった。
・登録基幹技能者を評価項目として採用することを、今後も継続して試行していくこととする。

■平成24年度発注工事　競争参加資格確認申請者における登録基幹技能者数の業種別状況

（8月末現在）

業　種		評価する登録基幹技能者の工種	登録基幹技能者対象発注件数	延べ申請者（企業）数（A）	うち登録基幹技能者の従事数（B）	割合（C）＝（B／A）
土木	土木工事業 又は 鋼構造物工事業	鳶・土工 又は 機械土工	1	4	1	14%
	土木工事業 又は ほ装工事業		1	3	0	
	小　計		2	7	1	
建築	建築工事業	内装仕上 又は 建設塗装	1	1	0	33%
		鳶・土工 又は 左官	1	2	0	
		鳶・土工 又は 防水	1	3	0	
		鉄筋 又は 型枠	1	8	3	
		鳶・土工 又は 鉄筋	3	10	5	
	小　計		7	24	8	
機械	管工事業	配管 又は 電気工事	1	4	1	25%
電気	電気工事業	電気工事	2	10	2	20%
合　計			12	45	12	27%

※ 発注件数の総計は12件

資料3　建築工事における施工体制確認型の拡大について
(1) 建築工事における施工体制確認型の拡大の効果について

・大阪航空局においては、平成19年度より施工体制確認型総合評価落札方式を採用しており、 対象範囲を順次拡大し低入札対策をしている。
・更に、試行的に建築工事においては、平成24年度から対象範囲を1千万円以上に拡大しているが、8月末時点で低入札は生じていない。

■建築工事におけるH19年度から平成24年度(8月末まで)の発注件数に占める低入札の状況

予定価格	H19年度			H20年度			H21年度			H22年度			H23年度			H24年度		
	対象件数	低入調査数	低入率	対象件数	低入調査数	低入率	対象件数	低入調査数	低入率	対象件数	低入調査数	低入率	対象件数	低入調査数	低入率	対象件数	低入調査数	低入率
2億円以上	0	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	0.0%	6	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
1億円以上 2億円未満	0	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	0.0%
6千万円以上 1億円未満	1	0	0.0%	1	1	100.0%	4	4	100.0%	2	1	50.0%	1	0	0.0%	3	0	0.0%
2千万円以上 6千万円未満	4	2	50.0%	8	6	75.0%	3	2	66.7%	4	3	75.0%	3	2	66.7%	2	0	0.0%
1千万円以上 2千万円未満	8	4	50.0%	6	4	66.7%	1	1	100.0%	3	2	66.7%	5	1	20.0%	1	0	0.0%
計	13	6	46.2%	17	11	64.7%	11	7	63.6%	16	6	37.5%	11	3	27.3%	6	0	0.0%

施工体制確認型適用

施工体制確認型の適用範囲の変遷

2億円以上 → 1億円以上（H22年度に6千万円以上の一部試行） → 6千万円以上 → 1千万円以上

H19.10.1～　H20.10.20～　H23.4.1～　H24.4.1～

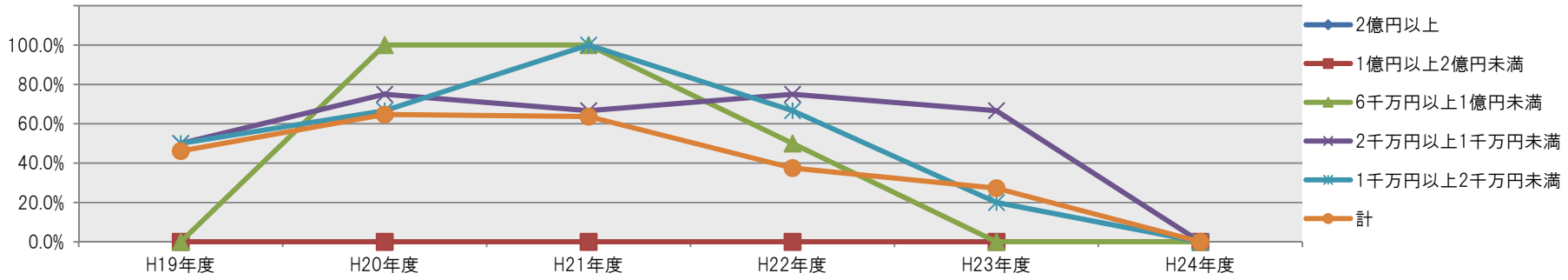

資料4　社会保険未加入問題への対策について
(1) 社会保険未加入問題への対策の取組状況について

・建設業においては、下請企業を中心に社会保険（年金、医療、雇用）への未加入企業が存在し、技能労働者の処遇の低下が社会的に問題とされていることから、監督・指導体制を強化し、対処することとしたい。なお、低価格入札となった場合は、ヒアリング等により社会保険加入の有無を確認することとしている。

■ 取り組みの強化

低入札を行った者に対し、社会保険加入状況の確認調査（事前確認）を実施。
また低入札で落札し、契約締結を行った者に対しては、着工後にも確認調査（事後調査）を実施。

■ 監督体制の強化

各工事の監督職員は請負者の保険加入状況、元請業者の下請業者への指導状況確認を実施。

＜国土交通省全体の対策状況＞

【1】「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」について（平成24年5月1日公布）

① 平成24年7月から、経営事項審査について、保険未加入企業に対する評価の減点幅が拡大。
② 平成24年11月から、建設業許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要。
③ 平成24年11月から、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要。

【2】「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定について（平成24年7月4日通知）

建設業における社会保険の加入について、元請業者及び下請業者がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして制定（平成24年11月1日施行）

資料5　空港工事施工管理技術者導入後の実施状況
(1) 空港工事施工管理技術者を評価項目に採用した結果について

制限区域･制限表面などの空港特有の制約条件の下で行われる土木工事において、空港工事施工管理技術者を評価項目として採用することとし、平成24年度に試行的に実施しているが、有資格者の申請はされていない。

平成24年度に下記工事で試行を行った。

試 行 案 件　那覇空港36側ﾐﾄﾞﾙﾏｰｶｰ撤去等工事（簡易型Ⅰ）
工 事 概 要　那覇空港36側ﾐﾄﾞﾙﾏｰｶｰ橋梁の撤去、また進入灯橋梁の耐震対策及び橋梁補修を実施するもの。
工　　期　平成24年8月21日 ～ 平成25年3月15日
競争参加資格　①業種 ： 土木工事業B等級又は鋼構造物工事業A等級
②地域要件 ： 沖縄県内に建設業法に基づく本社、支社又は営業所があること。
③企業 ： 過去15年間に完成･引き渡しが完了した同種工事の実績を有する者であること。
【同種工事】 供用中の空港で航空機の運航により施工に制限を付された一般的な土木工事
④配置予定技術者 ： 次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
1） 1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士若しくはこれらと同等以上の資格を有する者又は国土交通大臣が認定した者であること。
2） 同種工事の経験を有する者であること。
3） 監理技術者にあっては、監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

評 価 追 加 項 目	評 価 基 準	配点
配置予定技術者の能力	空港工事施工管理技術者の資格あり	1点
	空港工事施工管理技術者の資格なし	0点

【結　　果】　申請者（企業）４社、申請配置予定技術者５名、うち空港工事施工管理技術者の資格保有者は無かった。

空港工事施工管理技能者の申請が無かった理由の推察

空港工事施工管理技術者制度は平成23年度に創設されたもので、現在の資格保有者は全国で220名程度。
今後制度の認知が進み、毎年認定試験が実施されることにより、資格保有者が年々増加すると見込まれるため、本取組を継続することにより、今後の工事において資格保有者の配置が期待できる。

平成24年度　第1回
大阪航空局 総合評価等に関する委員会

参　考　資　料

平成24年10月24日

目　　次

資料1　大阪航空局運用ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P2
（建設コンサルタント業務等のプロポーザル方式及び総合評価落札方式）

資料2　CPD及び登録基幹技能者制度の普及に向けた取組状況・・・・・　P7

資料3　建築工事における施工体制確認型の拡大について ・・・・・・・・・・・　P15

資料4　社会保険未加入問題への対策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P17

資料1　大阪航空局運用ガイドライン

- 大阪航空局建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン -

（1）　大阪航空局運用ガイドライン（改定案）（参考）　・・・・・・・・・・・・　P3

（2）　現行と改定案の主な変更箇所の比較表（参考）・・・・・・・・・・・・　P4

（3）　建設コンサルタント業務等における
低入札発生状況（落札率と低入札の推移）（参考）・・　P5

（4）　建設コンサルタント業務等における
低入札発生状況（年度別・業務別状況）（参考）・・・・・　P6

(1) 大阪航空局運用ガイドライン(改定案)(参考)

大阪航空局建設コンサルタント業務等における
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の
運用ガイドライン(改定案)

参考別添－1

(2) 現行と改定案の主な変更箇所の比較表（参考）

大阪航空局建設コンサルタント業務等における
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の
運用ガイドライン
現行と改定案の主な変更箇所の比較表

参考別添－2

(3) 建設コンサルタント業務等における低入札発生状況(落札率と低入札の推移)(参考)

■低入札の発生状況

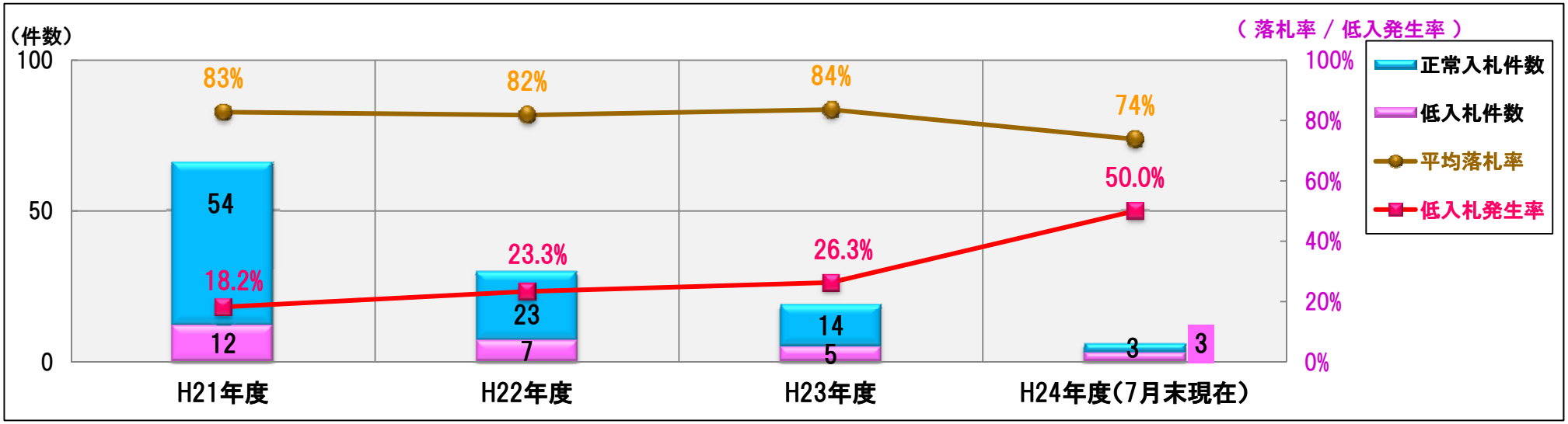

※予定価格(税込み)1,000万円以上

■調査基準価格の算定方法

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	－
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7．5を乗じて得た額	諸雑費の額に10分の4を乗じて得た額
補償コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

※「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について
(国官会第2402号平成23年3月29日)

※予定価格(税込み)が1,000万円以上の業務が対象

(4) 建設コンサルタント業務等における低入札発生状況(年度別・業務別状況)(参考)

■ 年度別・業務別の低入札状況

※ 予定価格1千万円未満及び随意契約を除く

業　種	平成21年度実績			平成22年度実績			平成23年度実績			平成24年度実績(7月末現在)		
	対象件数	低入調査	低入率	対象件数	低入調査	低入率	対象件数	低入調査	低入率	対象件数	低入調査	低入率
建設コンサルタント	30	9	33%	18	4	22%	10	4	40%	4	2	50%
測量	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
地質調査	1	1	100%	2	2	100%	1	1	100%	0	0	0%
補償コンサルタント	4	2	50%	1	1	100%	0	0	0%	1	1	100%
その他の業種	31	0	0%	9	0	0%	8	0	0%	1	0	0%
総　　計	66	12	18%	30	7	23%	19	5	26%	6	3	50%

資料2　CPD及び登録基幹技能者制度の普及に向けた取組状況

（1）　CPD、登録基幹技能者等の取組状況の公表（参考）・・・・・・　P8

（2）　CPDを評価項目に採用した結果について（参考）・・・・・・・・・　P13

（3）　登録基幹技能者を評価項目に採用した結果について（参考）・・　P14

(1) CPD、登録基幹技能者等の取組状況の公表(参考①)

大阪航空局ホームページ
トップページ → 契約情報 → お知らせ

大阪航空局におけるCPD制度及び登録基幹技能者制度の活用について

平成24年5月
<問い合わせ先>
経理課
(06-6949-6206)
技術管理課
(06-6949-0317)

大阪航空局においては、工事の更なる品質確保を促進するため、平成24年度において、総合評価落札方式により発注する工事について、「CPD制度」及び「登録基幹技能者制度」を活用した評価の実施に取り組みます。
また、ダンピング受注対策への取組として、建築工事において施工体制確認型総合評価落札方式及び特別重点調査の試行範囲を拡大します。

1. CPD制度の活用

・建設業における優秀な技術者の確保・育成等を推進し、将来における建設工事の品質を確保するために、技術者が自主的に能力を研鑽する上で有効な手法である継続教育(いわゆる「CPD」)への取組を推進するため、総合評価落札方式において評価します。・・・別紙1参照 Click

2. 登録基幹技能者制度の活用

・品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するため、建設現場で直接生産活動に携わり、その中核的役割を担う技術者について、工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習を修了し登録された基幹技能者(登録基幹技能者)の活用への取組を推進し、総合評価落札方式において評価します。 ・・・別紙2参照 Click

3. 建築工事におけるダンピング受注対策の強化

・いわゆるダンピング受注については、工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであることから、建築工事における品質確保を目指し、更なるダンピング対策として、施工体制確認型総合評価落札方式及び特別重点調査の対象として従来の予定価格6000万円以上から1000万円以上に試行拡大します。 ・・・別紙3参照 Click

(1) CPD、登録基幹技能者等の取組状況の公表(参考②)

別紙1

大阪航空局における「CPD制度」活用への取組について

大阪航空局においては、建設業における優秀な技術者の確保・育成等を推進し、将来における建設工事の品質確保するために、技術者が自主的に能力を研鑽する上で有効な手法である継続教育(いわゆる「CPD」)への取組を推進するため、総合評価落札方式において以下のとおり評価することとしております。

総合評価におけるCPDの評価内容

＜加点の対象＞
土木学会、技術士会等を含む建設系CPD協議会、建築CPD運営会議、建築設備士関係団体CPD協議会に加盟する団体のうち、推奨取得単位数を設定している団体の学習実績について、総合評価における加点(1点)の対象とします。

＜確認の方法＞
建設系CPD協議会、建築CPD運営会議、建築設備士関係団体CPD協議会に加盟している団体が運営している継続学習制度において学習しており、団体の推奨取得単位数以上の単位を取得している場合は、その学習履歴を証明する学習履歴証明書(各団体発行)等の写しを添付していただきます。

※詳しくは入札説明書をご覧ください。

＜留意点＞
※ 複数の配置予定技術者を申請する場合は、技術者としての加算点合計の最も低い者の加算点を採用します。

H24年度における対象工事

＜対象予定工事、件数と求めるCPD団体＞
・土木工事(3件)
ダクト撤去・設置工事　無線施設撤去工事
反射板設置工事
※求めるCPD団体
全国土木施工管理技士連合会
土木学会
日本技術士会
(建設系CPD協議会)
・建築工事(16件)
庁舎(局舎)改修工事
庁舎(局舎)耐震工事
※求めるCPD団体
建築CPD運営会議
・機械工事(9件)
空気調和設備工事
※求めるCPD団体
空気調和・衛生工学会
日本技術士会
(建設系CPD協議会、建築設備士関係団体CPD協議会)

(1) CPD、登録基幹技能者等の取組状況の公表(参考③)

別紙2

大阪航空局における「登録基幹技能者制度」活用への取組について

大阪航空局においては、品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するため、建設現場で直接生産活動に携わり、その中核的役割を担う技術者について、工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習を修了し登録された基幹技能者(登録基幹技能者)を活用することとしております。

このため、基幹技能者登録制度への取組を推進するため、総合評価落札方式において以下のとおり評価することとしております。

総合評価における登録基幹技能者の評価内容

＜加点の対象＞

入札説明書に示す登録基幹技能者を技術者として申請される場合は、総合評価における加点(1点)の対象とします。

なお、入札説明書に示す登録基幹技能者は、工事の内容により2種類程度を選定します。

＜工事種別と評価する登録基幹技能者＞

ダクト撤去・設置工事	鳶・土工、機械土工
無線施設撤去工事	鳶・土工、機械土工
反射板設置工事	鳶・土工、橋梁
庁舎(局舎)改修工事	外壁仕上、防水、鉄筋、型枠、内装仕上、建設塗装
庁舎(局舎)増築工事	鉄筋、型枠
空気調和設備工事	電気工事、配管、保温保冷、冷凍空調
道路駐車場灯改良工事	電気工事、配管

＜留意点＞

※ 複数の配置予定技術者を申請する場合は、技術者としての加算点合計の最も低い者の加算点を採用します。

登録基幹技能者を指定する場合の留意点

＜指定登録技能者の同一性＞

総合評価への提案として申請された登録基幹技能者については、当該契約を受注した場合、同一の技術者を配置して頂くこととなります。

＜指定登録技能者の常駐＞

総合評価への提案として申請された登録基幹技能者については、当該工種の実施期間中、工事現場への常駐を求めます。

＜配置等がなされなかった場合の罰則＞

発注者が特に認める場合を除き※、申請された登録基幹技能者が配置されなかった場合、当該技能者の加算点の相当する点(1点)を限度として、工事成績評定から減点するとともに、次回競争参加が認められない場合があります。

※ 特に認める場合とは、配置予定の登録基幹技能者の死亡など、請負者の責に帰さない場合に限られます。ただし、予定配置技術者の退職等は認められません。

(1) CPD、登録基幹技能者等の取組状況の公表(参考④)

空港土木工事への「空港工事施工管理技術者」の導入検討について

制限区域・制限表面など空港特有の制約条件のもとで行われる土木工事において、空港工事施工管理技術者を評価項目として採用することを、平成24年度に試行的に実施したい。

※ 制限区域:「空港事務所長の承認を受けた者」並びに「航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客」以外の立入りを制限する「滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他空港事務所長が標示する区域」として、空港管理規則により定められている区域。

※ 制限表面:航空機の離着陸の安全を確保するために、航空法により物件の設置が制限されている区域。

■空港土木工事の特性

空港には一般に見られない特有な施設や規定が存在するほか、工事の実施形態は航空機を運航させながら、あるいは夜間工事によって翌朝日々供用させる等、制約を受けた工事となり航空機の安全運航に直結した作業であるため、配置予定技術者に空港土木工事に特有の技術と高い知識の技術者が求められている。

【技術者に求められる要件】

(1)制限区域・制限表面の制約条件(2)制限区域内工事の実施規定及び留意点(3)日々供用のもと行う品質管理 等

■空港工事施工管理技術者とは

平成23年度に第三者有識者からなる検討会の審議を経て創設された資格制度により認定された技術者で、その目的は「空港土木工事の品質確保及び安全かつ円滑な施工技術の向上に貢献するとともに優れた技術者の確保と育成及び技術と知識の伝承に寄与すること」とされている。

■総合評価落札方式における加算点について

・*配置予定技術者の資格として「1点」を加算することを検討*

総合評価方式おける評価区分は、「簡易な施工計画」「企業の施工能力」「配置予定技術者の能力」を設定しており、空港工事施工管理技術者については、「配置予定技術者の能力」の中の「配置予定技術者の資格」として加算対象としたい。

(空港制限区域内での土木工事)

国土交通省 大阪航空局 *Osaka Regional Civil Aviation Bureau*

(1) CPD、登録基幹技能者等の取組状況の公表(参考⑤)

別紙3

建築工事における施工体制確認型総合評価落札方式に係る低入札への対応について

低入札による下請へのしわ寄せは手抜き工事や施工ミス等、工事の品質低下に繋がる懸念があるため、入札価格のコスト構造や下請企業との関係等を評価することが必要であることから、施工体制確認型総合評価落札方式の適用を拡大することとし、以下のとおり評価することとしております。また厳格な調査の基準価格を下回る者には、施工体制確認型総合評価落札方式の評価に加え、特別重点調査も併せて実施します。

施工体制確認型総合評価落札方式の適用

●応札率(応札額/予定価格)を勘案し施工体制に関する評価を行います。
・低入札調査基準価格を下回る者にはヒアリング等を行い、施工体制評価点(30点満点)の付与点を決定します。
・厳格な調査の基準価格を下回る者にはヒアリング等を行い、資料等の裏付けがあり真に実現できるものに限り施工体制評価点(30点満点)の付与点を決定します。

＜施工体制確認型の対象＞
大阪航空局の発注する建築工事においては、工事の品質確保を目指し、更なるダンピング対策として、施工体制確認型総合評価落札方式の対象として従来の予定価格6000万円以上から1000万円以上に試行拡大することとしました。

※ 詳しくは、ホームページの「契約情報」、「総合評価等に関する委員会 審議概要」、「平成23年度 第2回」をご覧下さい。

総合評価落札方式とは

●価格と、品質、工程、安全、環境などの価格以外の要素(技術力)とが総合的に優れた申込みを行った者と契約する方式です。

$$\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点}+\text{加算点}+\text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}} = \text{評価値}$$

(2) CPDを評価項目に採用した結果について（参考）

■平成24年度発注工事　競争参加資格確認申請者におけるCPD推奨単位取得者数の業種別状況

（8月末現在）

業　種		等　級	工　事　件　名	申請者（企業）数	申請配置予定技術者数（A）	うちCPD推奨単位取得者数（B）	割合（C）＝（B／A）
土木	土木工事 又は 鋼構造物工事	土木A 鋼構造物B	那覇空港36側ﾐﾄﾞﾙマーカー撤去等工事	4	5	5	63%
	土木工事 又は ほ装工事	土木A又はB ほ装工事A	高知空港構内道路ケーブルダクト設置等工事（再公告）	3	3	0	
	小　計			7	8	5	
建築	建築工事	B	名古屋飛行場旧ARTS庁舎撤去工事	2	4	0	33%
		C	鹿児島空港事務所庁舎改修工事	1	1	0	
		B	山口宇部空港出張所管制塔庁舎外1棟撤去工事	1	1	1	
		B	宮古空港･航空路監視レーダー事務所庁舎外1棟改修工事	2	2	2	
		B	神戸航空衛星センター庁舎外壁改修工事	3	3	0	
		B	高松空港電源局舎増築工事	8	8	4	
		B又はC	今の山ARSR局舎改修工事	3	3	0	
		A又はB	高松空港事務所庁舎改修工事	6	7	3	
		A又はB	福岡航空交通管制部庁舎業務棟外3棟改修工事	1	1	0	
	小　計			27	30	10	
機械	管工事	A	鹿児島空港事務所EQ室他空気調和設備工事	4	4	0	0%
	小　計			4	4	0	
合　計				38	42	15	36%

(3) 登録基幹技能者を評価項目に採用した結果について(参考)

■平成24年度発注工事　競争参加資格確認申請者における登録基幹技能者数の業種別状況

(8月末現在)

業　種		等　級	評価する登録基幹技能者の工種	工　事　件　名	申請者(企業)数(A)	うち登録基幹技能者の従事数(B)	割合(C)=(B/A)
土木	土木工事 又は 鋼構造物工事	土木A 鋼構造物B	鳶・土工 又は 機械土工	那覇空港36側ﾐﾄﾞﾙマーカー撤去等工事	4	1	14%
	土木工事 又は ほ装工事	土木A又はB ほ装工事A		高知空港構内道路ケーブルダクト設置等工事(再公告)	3	0	
	小　計				7	1	
建築	建築工事	C	内装仕上 又は 建設塗装	鹿児島空港事務所庁舎改修工事	1	0	33%
		B	鳶・土工 又は 左官	宮古空港・航空路監視レーダー事務所庁舎外1棟改修工事	2	0	
		B	鳶・土工 又は 防水	神戸航空衛星センター庁舎外壁改修工事	3	0	
		B	鉄筋 又は 型枠	高松空港電源局舎増築工事	8	3	
		B又はC	鳶・土工 又は 鉄筋	今の山ARSR局舎改修工事	3	0	
		A又はB		高松空港事務所庁舎改修工事	6	4	
		A又はB		福岡航空交通管制部庁舎業務棟外3棟改修工事	1	1	
	小　計				24	8	
機械	管工事	A	配管 又は 電気工事	鹿児島空港事務所EQ室他空気調和設備工事	4	1	25%
	小　計				4	1	
電気	電気工事	A	電気工事	鹿児島空港道路照明灯改良その他工事	6	2	20%
		A		高知空港道路照明灯改良その他工事	4	0	
	小　計				10	2	
合　計					45	12	27%

資料3　建築工事における施工体制確認型の拡大について

（1）　施工体制確認型総合評価落札方式
の実施通達について（参考）・・・・　P16

（1）施工体制確認型総合評価落札方式の実施通達について（参考）

■「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（通達）

国地契第７２号
国官技第２４３号
国営計第１１７号
平成１８年１２月８日

各地方整備局総務部長
企画部長　あて
営繕部長

国土交通省大臣官房
地　方　課　長

技術調査課長

官庁営繕部計画課長

施工体制確認型総合評価落札方式の試行について

いわゆるダンピング受注については、これまでも対策を講じてきたところであるが、低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、当分の間、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する新たな総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」を試行することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本方式を試行する場合は、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（平成14年６月13日付け国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号）は、適用しない。

国空予管第４７４号
国空建第７６号
平成１９年９月１０日

大阪航空局長　殿

航空局長

施工体制確認型総合評価落札方式の試行について

公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質確保への支障、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの弊害が懸念されることから、これまでにも累次にわたり対策を講じてきたが、いまなお低価格による入札案件が高水準で推移しており、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっていることから、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する新たな総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」の試行に係る手続きを別添のとおり定めたので、当分の間、以下に留意の上実施されたい。

なお、本手続きによる場合は、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（平成１７年６月３日付国空予管第１３２号、国空建第２５号）は、適用しない。

資料4　社会保険未加入問題への対策について

（1）　社会保険未加入問題対策の近況について（参考）・・・・・・・・　P18

(1) 社会保険未加入問題対策の近況について(参考①)

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」について

（平成２４年５月１日公布）

①保険未加入企業に対する経営事項審査の評価（平成２４年７月から）

経営事項審査について、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大。

⇒３保険すべて未加入　▲６０点→▲１２０点

②建設業許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要（平成２４年１１月から）

建設業の許可・申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出。

国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては加入指導を実施。

③施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要（平成２４年１１月から）

施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況の記載を義務付け、また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知とする。

国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入り検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入り検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業への指導状況の確認を実施。

(1) 社会保険未加入問題対策の近況について(参考②)

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（Ｈ２４．１１．１施行予定）
国土交通省 土地・建設産業局

・建設業の社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきもの
（Ｈ２４．５．２５～Ｈ２４．６．２５：パブリックコメント）→（Ｈ２４．７．４：通知）

趣　旨
　社会保険について法定福利費を適正負担しない企業（保険未加入企業）が存在し、公的補償が確保されず若年入職者の減少、また、負担する企業ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じているため、行政、元請企業、下請企業が一体となった取組が必要

企業の役割と責任
○協力会社組織を通じた指導等
○下請け企業選定時の確認・指導等
○再下請負通知書を活用した確認・指導等
○作業員名簿を活用した確認・指導等
○施工体制台帳の作成を要しない工事における取り扱い
○建設工事の施工現場等における周知啓発

下請企業の役割と責任
　社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠
○雇用する労働者の社会保険加入手続きを適切に行うこと
○元請企業が行う指導に協力すること

参考別添－１

大阪航空局建設コンサルタント業務等における
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の
運用ガイドライン（改定案）

大　阪　航　空　局

平成２４年〇月

目　　次

１．　はじめに・・・

１．はじめに

（背景）

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右され、また、公共工事の上流部において実施される調査・設計業務についても、公共工事と同様に、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質に大きな影響を与えるところである。

一方で、現在の我が国の厳しい財政状況を背景に、公共投資の削減が続けられてきた結果、公共工事と同様に、それに係る調査・設計についても不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や成果品の品質低下など、公共工事の品質確保についても、懸念が高まってきたことから、このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成 17 年３月に成立、４月より施行されたところである。

本法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されている。また、本法律を踏まえて、平成 17 年 8 月 26 日に閣議決定された『公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本方針）』において、公共工事に係る調査・設計の品質の確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要と位置づけられたところである。

このような中、これまで主としてプロポーザル方式又は価格競争入札方式の２つの発注方式で実施してきた公共工事に係る建設コンサルタント業務等について、品質確保に関する動向を踏まえ、平成 19 年度から総合評価落札方式の試行が開始され、その後、平成 20 年 5 月に財務省との包括協議が整い、建設コンサルタント業務等においても総合評価落札方式を本格的に導入することとなった。

これらを受けて国土交通省では、平成 21 年 3 月に「設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会」（座長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授）において、「建設コンサルタント業務等におけるプローザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下「運用ガイドライン」という）が定められ、その後の実施状況等を踏まえ、平成 23 年 6 月に同運用ガイドラインが改定されたところである。

また、航空局においても、制定・改定された同運用ガイドラインを踏まえ、平成２４年３月には「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（国土交通省航空局）」（以下「航空局運用ガイドライン」という。）が制定されている。

（ガイドラインの改定）

「運用ガイドライン」が改定されたこと及び「航空局運用ガイドライン」が制定されたことを受け、平成 22 年 1 月 20 日開催の「総合評価に関する委員会」で審議され、大阪航空局における発注の指針として制定された「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（試行版）」（以下「大阪航空局運用ガイドライン」）を改定するものである。

（本ガイドラインの適用）

改定された「大阪航空局運用ガイドライン」は、平成２５年４月１日以降に契約手続を開始する業務から適用することとする。

２．建設コンサルタント業務等の方式選定の基本的考え方

■ 建設コンサルタント業務等における調達方式を選定する際の基本的な考え方

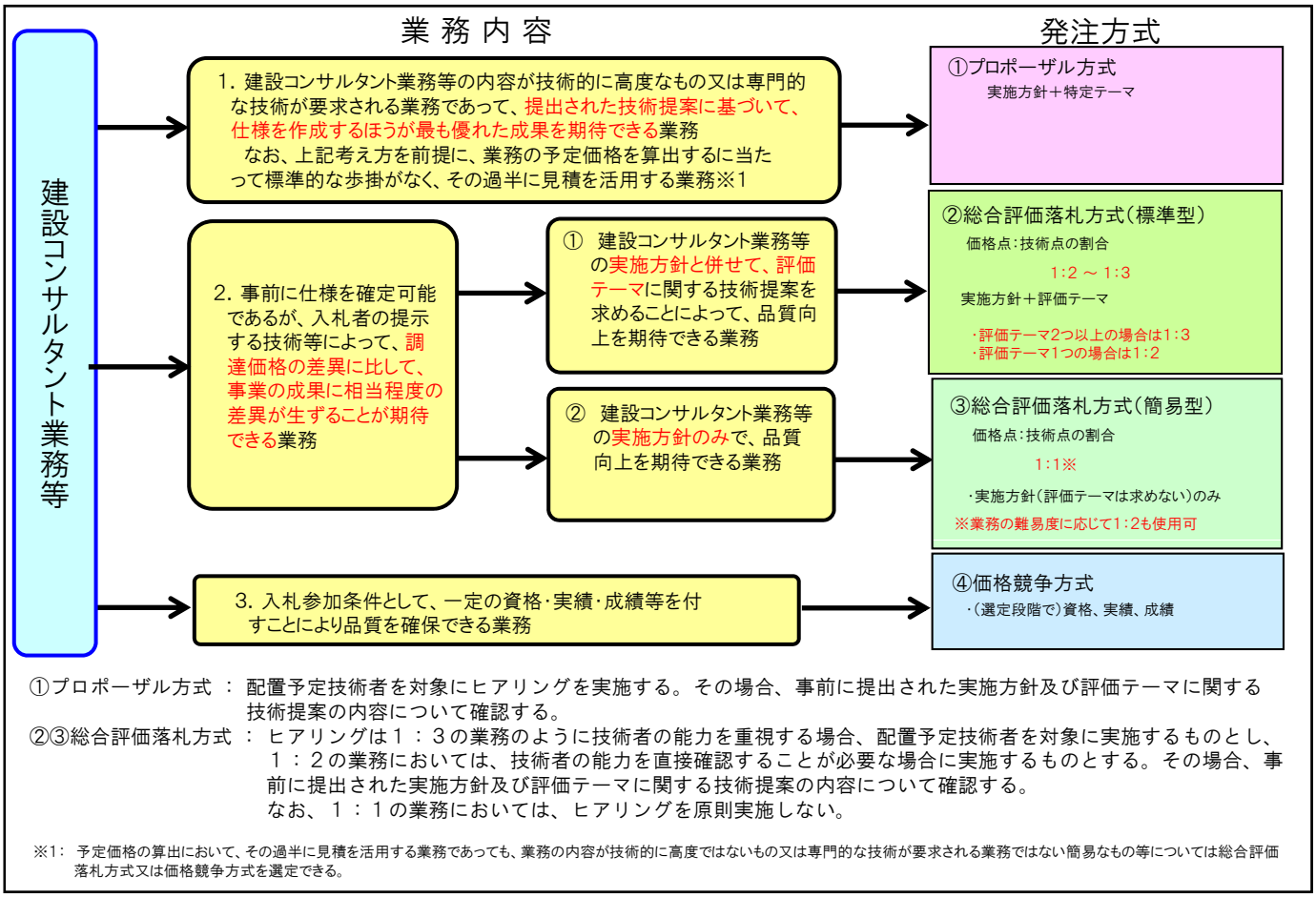

①プロポーザル方式 ： 配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

②③総合評価落札方式 ： ヒアリングは１：３の業務のように技術者の能力を重視する場合、配置予定技術者を対象に実施するものとし、１：２の業務においては、技術者の能力を直接確認することが必要な場合に実施するものとする。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。
なお、１：１の業務においては、ヒアリングを原則実施しない。

※1： 予定価格の算出において、その過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる。

総合評価落札方式の対象は、受注者（入札参加者）及び発注者の負担を勘案して、試行的に予定価格1,000万円以上の業務を一つの目安とし、実施するものとする。

■ 総合評価落札方式による発注業務のイメージ

業務タイプ	価格点：技術点	業務イメージ	
総合評価落札方式	１：３	技術的工夫が特に大きい業務	業務の難易度が高く、専門的な知識の拘束力・応用力に関する技術評価が特に重要な業務
	１：２	技術的工夫の余地が大きい業務	業務の実施手順や実施体制等の工夫に加え、専門的な知識や構想力・応用力を評価テーマとして評価することで質の高い成果が期待できる業務
	１：１	技術的工夫の余地がある業務	業務の実施手順や実施体制等の工夫により、成果の品質や作業の安全性等の向上が期待できる業務

３．建設コンサルタント業務等における標準的な発注方式事例

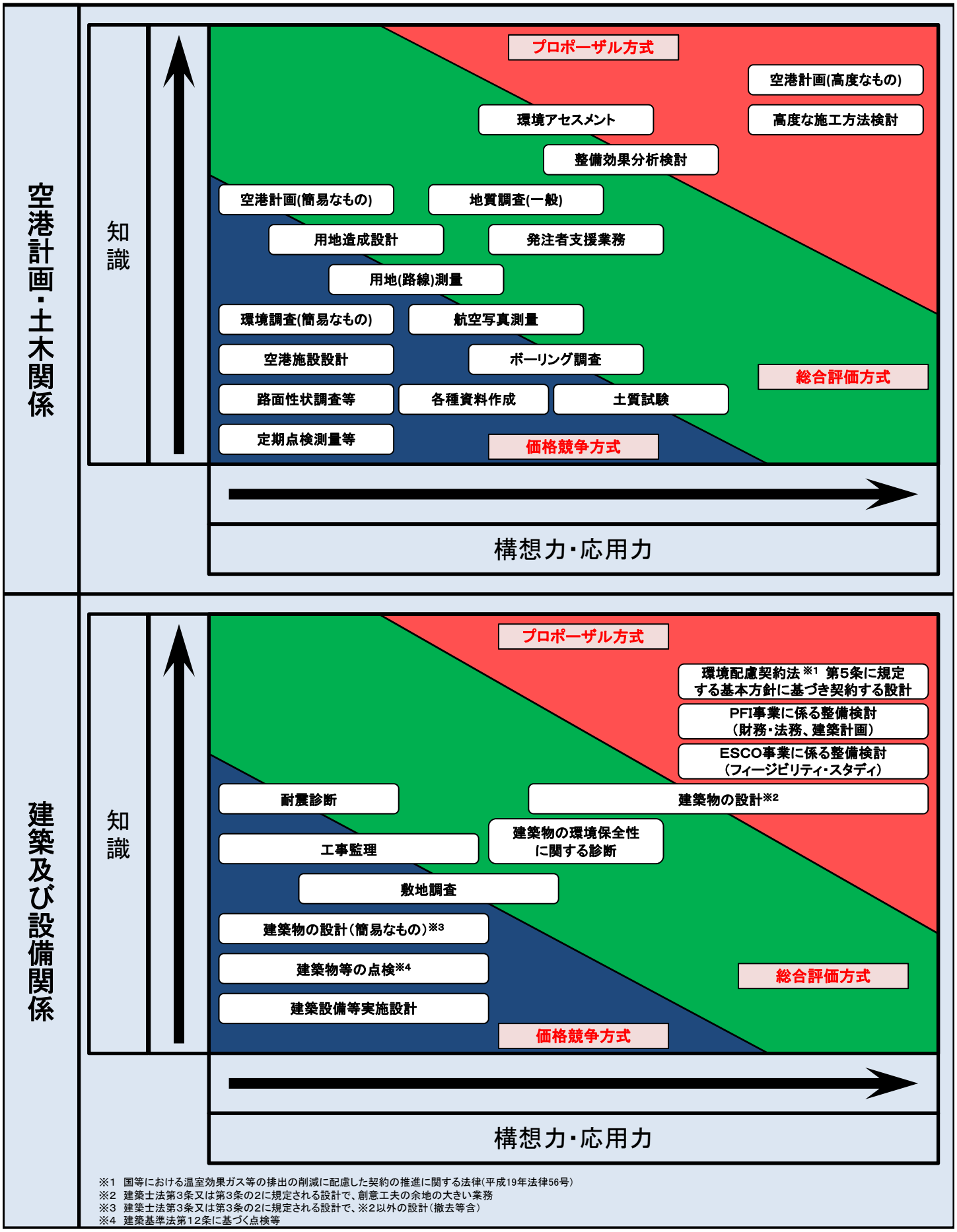

※1　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律56号)
※2　建築士法第3条又は第3条の2に規定される設計で、創意工夫の余地の大きい業務
※3　建築士法第3条又は第3条の2に規定される設計で、※2以外の設計（撤去等含）
※4　建築基準法第12条に基づく点検等

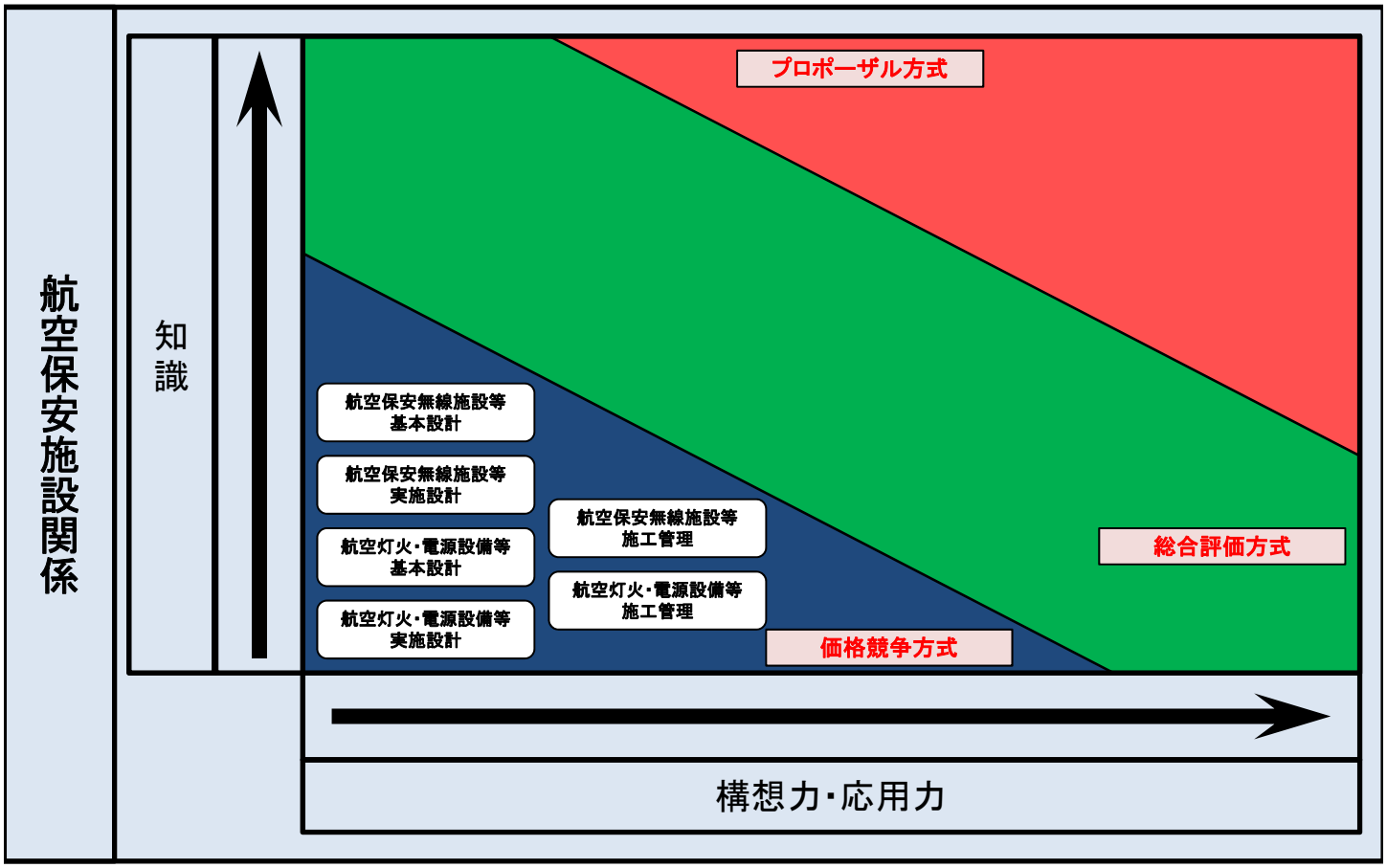
航空保安施設関係
知識
プロポーザル方式
総合評価方式
価格競争方式
航空保安無線施設等
基本設計
航空保安無線施設等
実施設計
航空灯火・電源設備等
基本設計
航空灯火・電源設備等
実施設計
航空保安無線施設等
施工管理
航空灯火・電源設備等
施工管理
構想力・応用力

発注方式カルテ（空港計画・土木関係）

業務分類	定義	標準的な発注方式（○：基本、△：条件に応じ）		
		プロポーザル方式	総合評価方式	価格競争方式
		内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務で、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するもの	事前に仕様を確定するが提出される技術等によって、価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が期待できるもの	入札参加条件として、一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できるもの
空港計画（高度なもの）	空港の整備計画（ターミナル含む）を策定するうえで必要とされる調査等	○		
高度な施工方法等検討	空港施設の施工方法等の計画を策定するうえで必要とされる調査等	○		
環境アセスメント	空港整備事業に係る環境影響評価に関する調査等	○	△	
整備効果分析検討	費用便益分析の計測に係る検討	○	△	
発注者支援業務	施工状況確認及び監督補助業務		○	
地質調査（一般）	一般的な地質調査		○	
空港計画（簡易なもの）	空港ターミナル計画を策定するうえで必要とされる基礎調査等		△	○
用地造成設計	用地造成の設計		△	○
用地（路線）測量	用地（路線）の測量		△	○
航空写真測量	航空写真測量		△	○
ボーリング調査	単独のボーリング調査		△	○
土質試験	単独の土質試験		△	○
環境調査（簡易なもの）	環境に関する個別調査			○
空港施設設計	空港施設（基本施設・付帯施設）の設計			○
路面性状調査等	路面性状調査やすべり摩擦係数測定調査			○
定期点検測量等	定期点検測量や個別点検業務			○
各種資料作成	技術的な審査事項がない資料作成			○

発注方式カルテ（建築及び設備関係）

業務分類	定義	標準的な発注方式（○：基本、△：条件に応じ）		
		プロポーザル方式	総合評価方式	価格競争方式
		内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務で、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するもの	事前に仕様を確定するが提出される技術等によって、価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が期待できるもの	入札参加条件として、一定の資格･実績･成績等を付すことにより品質を確保できるもの
環境配慮法第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律56号)基本方針に基づく設計	○		
PFI事業に係る整備検討 （財務･法務、建築計画）	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11年法律第117 号）第2条に規定する特定事業のうち、PFI 法第6 条の規定に基づき選定された事業の実施に当たり必要となる検討	○		
ESCO事業に係る整備検討 （フィージビリティ･スタディ）	ESCO事業（又は老朽化による設備改修）の予算要求資料等としての、導入に向けた詳細の費用対効果、計測･検証方法、他の改修計画との整合、事業規模算定等の検討、最終的なESCO事業導入の適否の判断を行うための資料整理	○		
建築物の設計	建築士法第3条又は第3条の2に規定される設計で、創意工夫の余地の大きい業務等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある実施設計	○	△	
建築物の環境保全性に関する診断	「官庁施設の環境保全性に関する基準」（平成17 年3 月31 日国営環第7 号）を踏まえた、環境保全性に関する診断（性能の評価）		○	
耐震診断	国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日建設省告示第2379号）及び官庁施設の総合耐震計画基準（平成8年10月24日建設事務次官決定）に基づく、建築物及びその附帯施設の地震災害及びその二次災害に対する安全性評価		○	△
工事監理	営繕工事（建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事及び昇降機等工事）に係る工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認する業務の委託		△	○
敷地調査	建築物等に関連する敷地測量及び建築物その他の調査並びに地盤調査に関する業務		△	○
建築物の設計 （簡易なもの）	建築士法第3条又は第3条の2に規定される設計で、創意工夫の余地の小さい業務（撤去等含）			○
建築物等の点検	建築基準法第12条の規定に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備の点検等			○
建築設備等実施設計	共通仕様書等において詳細の実施内容･手順が示されており、それに基づいて実施される検討の余地の無い積算･図面等の作成作業が主となる建築設備等の実施設計			○

発注方式カルテ（航空保安施設関係）

業務分類	定義	標準的な発注方式（○：基本、△：条件に応じ）		
		プロポーザル方式	総合評価方式	価格競争方式
		内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務で、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するもの	事前に仕様を確定するが提出される技術等によって、価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が期待できるもの	入札参加条件として、一定の資格･実績･成績等を付すことにより品質を確保できるもの
航空保安無線施設等基本設計	仕様書等において詳細な実施内容･手順が示されており、それに基づいて実施される検討の余地の無い航空保安無線施設、管制施設の基本設計、調査			○
航空保安無線施設等実施設計	共通仕様書等において詳細な実施内容･手順が示されており、それに基づいて実施される検討の余地の無い積算、図面等の作成作業			○
航空保安無線施設等施工管理	共通仕様書等において詳細な実施内容･手順が示されており、それに基づいて実施される検討の余地の無い施工管理業務			○
航空灯火･電源設備等基本設計	仕様書等において詳細な実施内容･手順が示されており、それに基づいて実施される検討の余地の無い航空灯火･電源設備の基本設計、調査			○
航空灯火･電源設備等実施設計	共通仕様書等において詳細な実施内容･手順が示されており、それに基づいて実施される検討の余地の無い積算、図面等の作成作業			○
航空灯火･電源設備等施工管理	共通仕様書等において詳細な実施内容･手順が示されており、それに基づいて実施される検討の余地の無い監督補助業務			○

４．発注方式別の具体的な実施手順

（１）プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

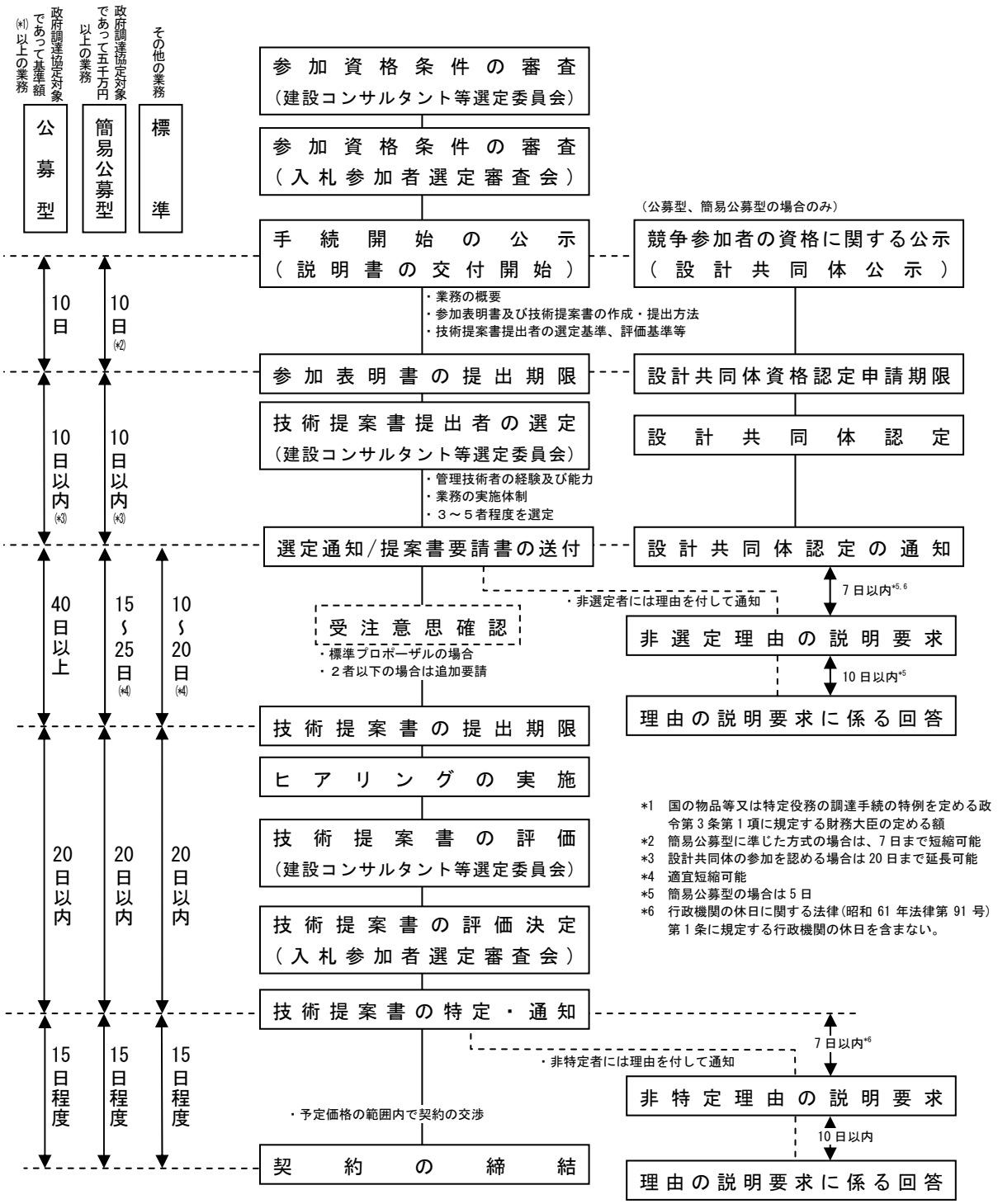

プロポーザル方式の実施手順

（２）総合評価落札方式（予定価格５千万円以上）【公募型指名競争・簡易公募型指名競争】の実施手順

総合評価落札方式（標準型・簡易型）のうち予定価格５千万円以上の業務を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

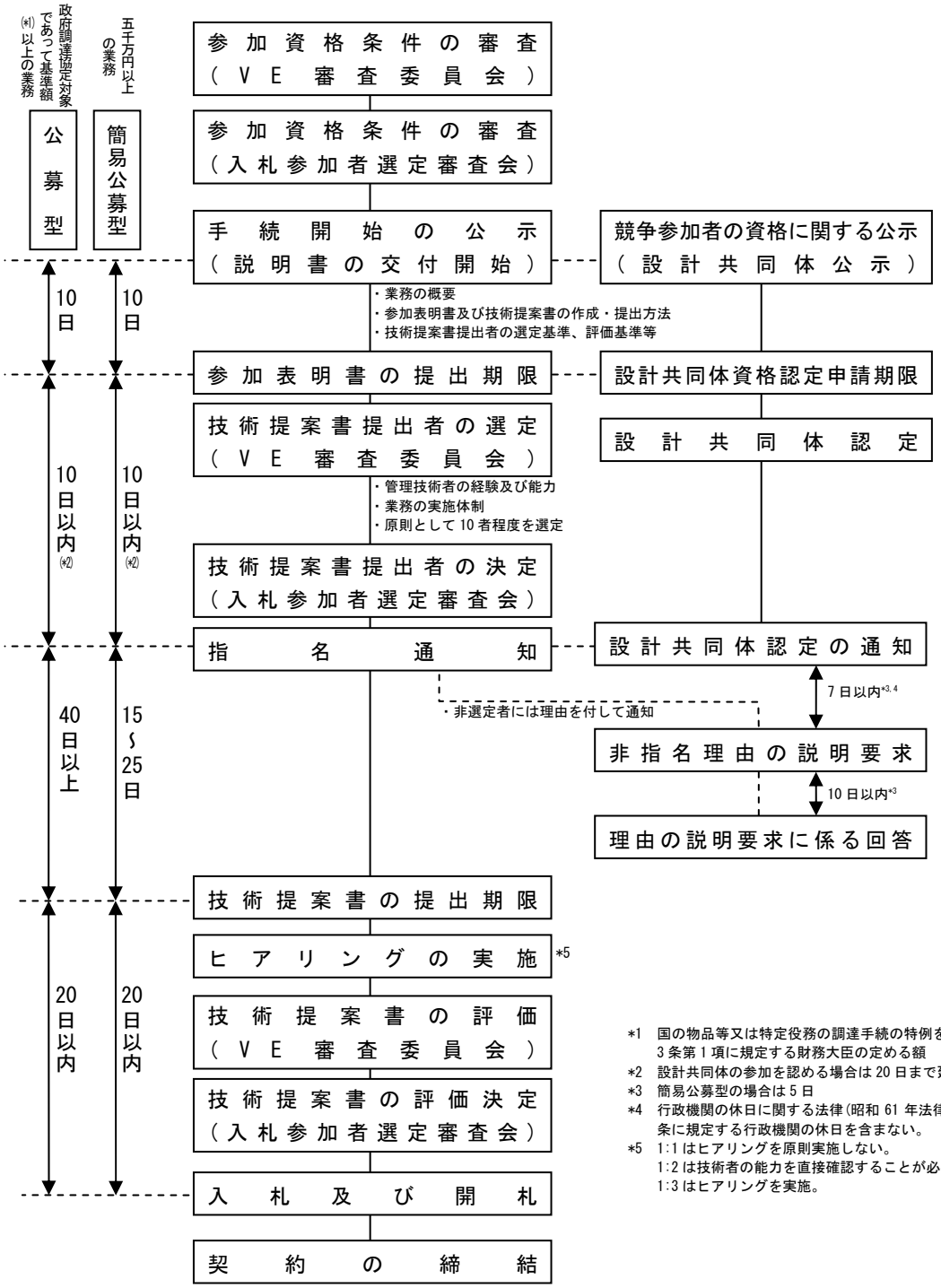

*1　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
*2　設計共同体の参加を認める場合は20日まで延長可能
*3　簡易公募型の場合は5日
*4　行政機関の休日に関する法律(昭和61年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
*5　1:1はヒアリングを原則実施しない。
1:2は技術者の能力を直接確認することが必要な場合実施。
1:3はヒアリングを実施。

総合評価落札方式（予定価格５千万円以上）【公募型・簡易公募型指名競争】の実施手順

（３）総合評価落札方式（予定価格５千万円未満）【簡易公募（短縮）型指名競争】の実施手順

総合評価落札方式（標準型・簡易型）のうち予定価格５千万円未満の業務を簡易公募（短縮）型指名競争で実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

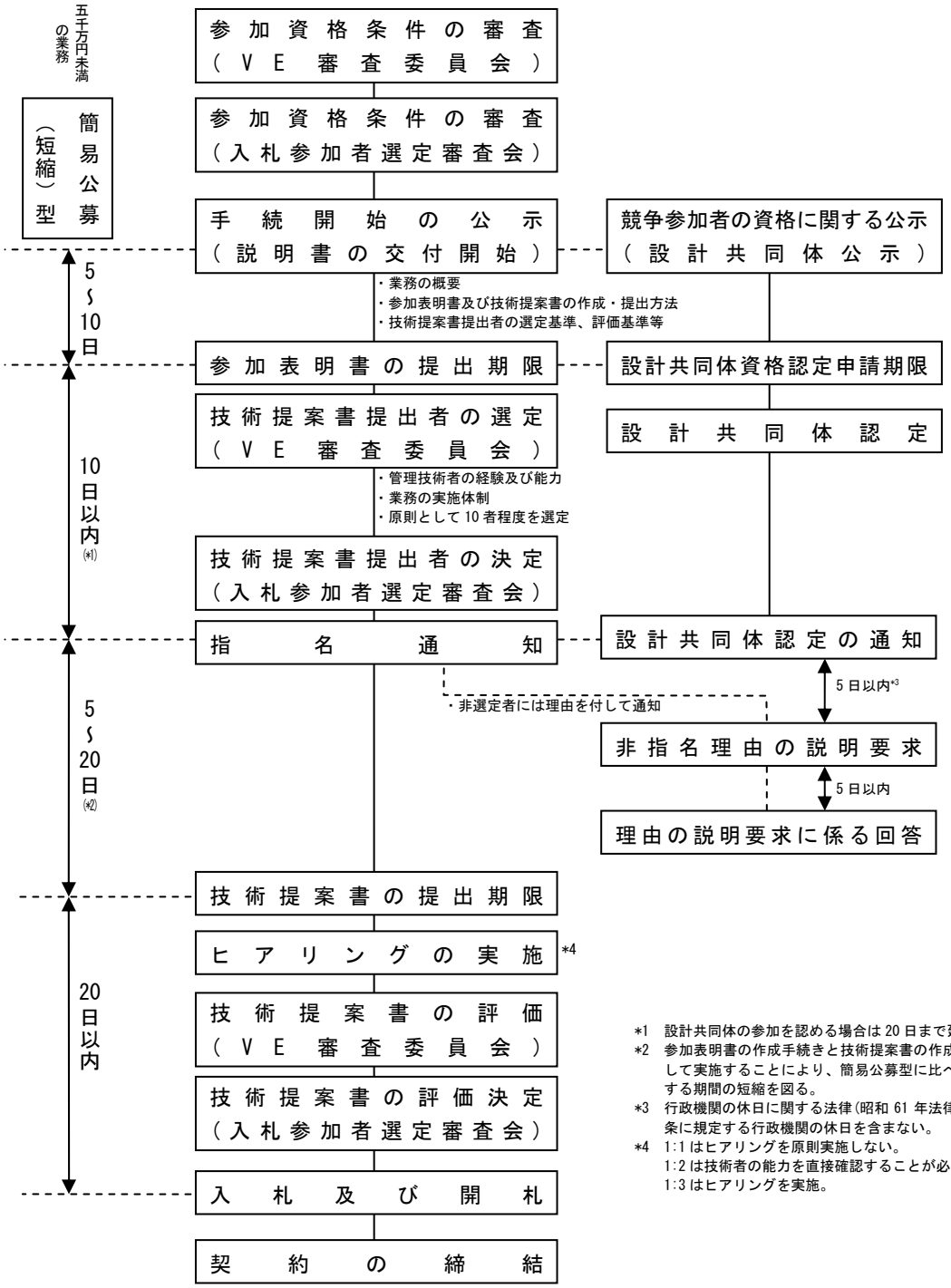

*1　設計共同体の参加を認める場合は20日まで延長可能
*2　参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを並行して実施することにより、簡易公募型に比べ、手続きに要する期間の短縮を図る。
*3　行政機関の休日に関する法律(昭和61年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
*4　1:1はヒアリングを原則実施しない。
1:2は技術者の能力を直接確認することが必要な場合実施。
1:3はヒアリングを実施。

総合評価落札方式（予定価格５千万円未満）【簡易公募（短縮）型指名競争】の実施手順

（４）総合評価落札方式（予定価格５千万円未満）【一般競争】の実施手順

総合評価落札方式（標準型・簡易型）のうち予定価格５千万円未満の業務を一般競争で実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

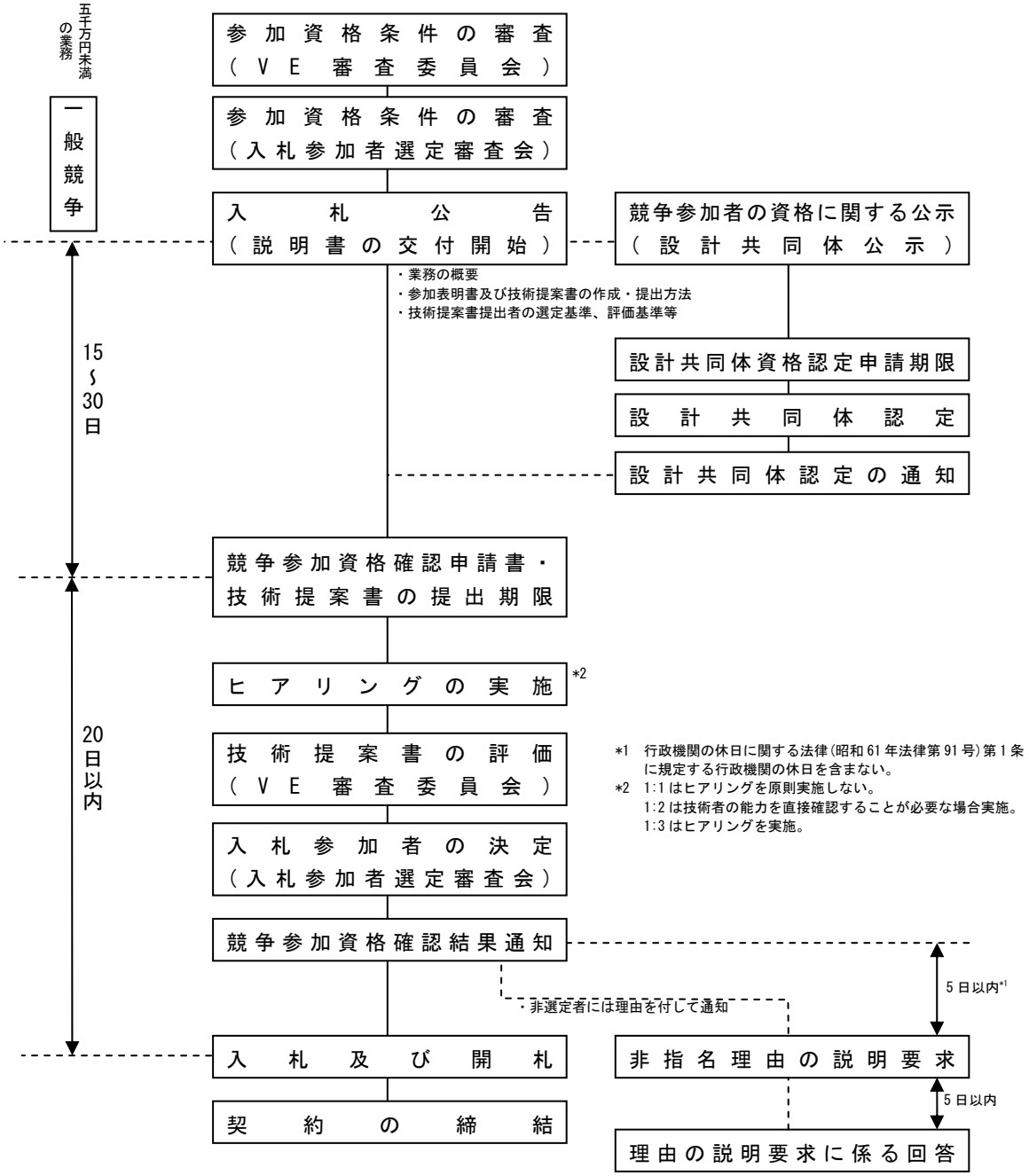

総合評価落札方式（予定価格５千万円未満）【一般競争】の実施手順

５． 建設コンサルタント業務等における発注方式別の審査・評価

【空港計画･土木関係(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他)】

プロポーザル方式の選定段階における評価基準

評価項目		評価の着眼点				評価ウェイト	
					判断基準		
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	【応募要件とする場合は設定しない】当該部門の建設コンサルタント登録等	① 当該業務に関する部門の登録	3点	15%
					② ①以外	0点	
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	12点	
					② 類似業務の実績がある	6点	
					③ ①②以外	選定しない	
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	30点	35%
					② 76点以上78点未満	24点	
					③ 74点以上76点未満	18点	
					④ 72点以上74点未満	12点	
					⑤ 70点以上72点未満	6点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
					⑦ 65点未満	選定しない	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点	
	事故及び不誠実な行為			大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し、右記の措置を受けた日から、業務成績評定を通知する間、評価を減ずる。	① 文書注意	-5点	―
					② 口頭注意	-3点	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士(当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)	6点	15%
					② RCCM、地質調査士(地質調査分野に適用)、土木学会認定(特別上級、上級、1級)技術者(土木関係分野に適用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持･修繕に適用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持･修繕に適用	3点	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	9点	
					② 類似業務の実績がある	4点	
					③ ①②以外	選定しない	
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	30点	35%
					② 76点以上78点未満	24点	
					③ 74点以上76点未満	18点	
					④ 72点以上74点未満	12点	
					⑤ 70点以上72点未満	6点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
					⑦ 65点未満	選定しない	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】過去10年間の公示日までに完了した当該空港･周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。	(　)点	(　)%
					② 当該地域での業務実績がある。	(　)点	
業務実施体制		業務実施体制の妥当性		右記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない	① 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合	選定しない	―
					② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合		
計						100点	100%

【空港計画・土木関係(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他)】

プロポーザル方式の特定段階における評価基準

評価項目				評価の着眼点	判断基準	評価ウェイト	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士(当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)	4点	10%
					② RCCM、地質調査士(地質調査分野に適用)、土木学会認定(特別上級、上級、1級)技術者(土木関係分野に適用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に適用	2点	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	6点	
					② 類似業務の実績がある	3点	
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	10点	15%
					② 76点以上78点未満	8点	
					③ 74点以上76点未満	6点	
					④ 72点以上74点未満	4点	
					⑤ 70点以上72点未満	2点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】 過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。	( )点	( )%
					② 当該地域での業務実績がある。	( )点	
予定管理・担当・照査技術者の経験及び能力		CPD		【必要に応じて設定する項目】 CPD取得単位を評価	① 管理・担当・照査技術者のすべてが取得	( )点	( )%
					② 管理・担当・照査技術者の内2者が取得	( )点	
					③ 管理・担当・照査技術者の内1者が取得	( )点	
小　計						25点	25%

				判断基準		
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務理解度		◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	0～25点	25%
	実施手順		◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		
			◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	その他		◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		
			○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	0～50点	50%
	評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		
			◎	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。		
			○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		
			○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		
		実現性	◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
			○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		
			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		
		独創性	○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		
			○	周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		
			○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		
			○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		
	2	評価テーマ1を準用	○			
	3	評価テーマ1を準用	○			
小　計					75点	75%
参考見積	業務コストの妥当性			業務規模と大きく乖離がある場合は特定しない。	特定しない	―
合　計					100点	100%

◎:原則として設定する項目　　○:必要に応じて設定する項目

配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

【空港計画・土木関係(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他)】

標準型プロポーザル方式(1段階方式)の特定時における評価基準

評価項目				評価の着眼点	判断基準	評価ウェイト	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	【応募要件とする場合は設定しない】 当該部門の建設コンサルタント登録等	① 当該業務に関する部門の登録	1点	4%
					② ①以外	0点	
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	3点	
					② 類似業務の実績がある	1点	
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	5点	8%
					② 76点以上78点未満	4点	
					③ 74点以上76点未満	3点	
					④ 72点以上74点未満	2点	
					⑤ 70点以上72点未満	1点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	3点	
	事故及び不誠実な行為			大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し、右記の措置を受けた日から、業務成績評定を通知する間、評価を減ずる。	① 文書注意	-5点	—
					② 口頭注意	-3点	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士(当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)	2点	5%
					② RCCM、地質調査士(地質調査分野に適用)、土木学会認定(特別上級、上級、1級)技術者(土木関係分野に適用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に適用	1点	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	3点	
					② 類似業務の実績がある	1点	
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	5点	8%
					② 76点以上78点未満	4点	
					③ 74点以上76点未満	3点	
					④ 72点以上74点未満	2点	
					⑤ 70点以上72点未満	1点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	3点	
	実績等・資格	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】 過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。	( )点	( )%
					② 当該地域での業務実績がある。	( )点	
予定管理・担当・照査技術者の経験及び能力	CPD			【必要に応じて設定する項目】 CPD取得単位を評価	① 管理・担当・照査技術者のすべてが取得	( )点	( )%
					② 管理・担当・照査技術者の内2者が取得	( )点	
					③ 管理・担当・照査技術者の内1者が取得	( )点	
小　計						25点	25%

				判断基準		
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務理解度		◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	0～25点	25%
	実施手順		◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		
			◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	その他		◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		
			○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	0～50点	50%
	評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		
			◎	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。		
			○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		
			○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		
		実現性	◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
			○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		
			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		
		独創性	○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		
			○	周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		
			○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		
			○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		
	2	評価テーマ1を準用	○			
	3	評価テーマ1を準用	○			
小　計					75点	75%
参考見積	業務コストの妥当性			業務規模と大きく乖離がある場合は特定しない。	特定しない	—
合　計					100点	100%

◎:原則として設定する項目　　○:必要に応じて設定する項目

配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

【空港計画・土木関係(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他)】

総合評価落札方式(簡易型・標準型)の指名段階における評価基準

評価項目		評価の着眼点			判断基準	評価ウェイト	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	【応募要件とする場合は設定しない】当該部門の建設コンサルタント登録等	① 当該業務に関する部門の登録	3点	15%
					② ①以外	0点	
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	12点	
					② 類似業務の実績がある	6点	
					③ ①②以外	指名しない	
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	30点	35%
					② 76点以上78点未満	24点	
					③ 74点以上76点未満	18点	
					④ 72点以上74点未満	12点	
					⑤ 70点以上72点未満	6点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
					⑦ 65点未満	指名しない	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点	
	事故及び不誠実な行為			大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し、右記の措置を受けた日から、業務成績評定を通知する間、評価を減ずる。	① 文書注意	-5点	―
					② 口頭注意	-3点	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士(当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)	6点	15%
					② RCCM、地質調査士(地質調査分野に適用)、土木学会認定(特別上級、上級、1級)技術者(土木関係分野に適用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に適用	3点	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	9点	
					② 類似業務の実績がある	4点	
					③ ①②以外	指名しない	
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	30点	35%
					② 76点以上78点未満	24点	
					③ 74点以上76点未満	18点	
					④ 72点以上74点未満	12点	
					⑤ 70点以上72点未満	6点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
					⑦ 65点未満	指名しない	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。	( )点	( )%
					② 当該地域での業務実績がある。	( )点	
業務実施体制		業務実施体制の妥当性		右記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない	① 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合	指名しない	―
					② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合		
計						100点	100%

【空港計画・土木関係(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他)】

総合評価落札方式(簡易型・標準型)の入札段階における評価基準

評価項目		評価の着眼点				簡易型		標準型			
						1 : 1		1 : 2		1 : 3	
					判断基準	評価ウェイト					
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士(当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)	10点	25%	6点	15%	4点	10%
					② RCCM、地質調査士(地質調査分野に適用)、土木学会認定(特別上級、上級、1級)技術者(土木関係分野に適用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に適用	5点		3点		2点	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	15点		9点		6点	
					② 類似業務の実績がある	7点		4点		3点	
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	18点	25%	12点	18%	10点	15%
					② 76点以上78点未満	14点		10点		8点	
					③ 74点以上76点未満	11点		7点		6点	
					④ 72点以上74点未満	7点		5点		4点	
					⑤ 70点以上72点未満	4点		2点		2点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点		0点		0点	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	7点		6点		5点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。	( )点	( )%	( )点	( )%	( )点	( )%
					② 当該地域での業務実績がある。	( )点		( )点		( )点	
予定管理・担当・照査技術者の経験及び能力		CPD		【必要に応じて設定する項目】CPD取得単位を評価	① 管理・担当・照査技術者のすべてが取得	( )点	( )%	( )点	( )%	( )点	( )%
					② 管理・担当・照査技術者の内2者が取得	( )点		( )点		( )点	
					③ 管理・担当・照査技術者の内1者が取得	( )点		( )点		( )点	
小　計						50点	50%	33点	33%	25点	25%

				判断基準						
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務理解度		◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	0～50点	50%	0～30点	30%	0～25点	25%
	実施手順		◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。						
			◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。						
	その他		◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。						
			○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。						
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	—	—	0～37点	37%	0～50点	50%
	評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。						
			◎	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。						
			○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。						
			○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。						
		実現性	◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。						
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。						
			○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。						
			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。						
		独創性	○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。						
			○	周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。						
			○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。						
			○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。						
	2	評価テーマ1を準用	○							
小　計					50点	50%	67点	67%	75点	75%
合　計					100点	100%	100点	100%	100点	100%

◎:原則として設定する項目　　○:必要に応じて設定する項目

標準型(1:3)は原則ヒアリングを実施する。標準型(1:2)は技術者の能力を直接確認する必要がある場合、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。

その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

簡易型(1:1)は原則リアリングは実施しない。必要に応じて配置予定技術者を対象にヒアリングの実施も可能とする。

その場合、事前に提出された実施方針に関する技術提案の内容について確認する。

【空港計画・土木関係(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他)】

総合評価落札方式(簡易型・標準型)の一般競争(1段階方式)の入札時における評価基準

評価項目				評価の着眼点		簡易型		標準型			
						1 : 1		1 : 2		1 : 3	
					判断基準	評価ウェイト					
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	【応募要件とする場合は設定しない】当該部門の建設コンサルタント登録等	① 当該業務に関する部門の登録	2点	10%	1点	6%	1点	4%
					② ①以外	0点		0点		0点	
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	8点		5点		3点	
					② 類似業務の実績がある	4点		2点		1点	
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	10点	15%	6点	10%	5点	8%
					② 76点以上78点未満	8点		5点		4点	
					③ 74点以上76点未満	6点		4点		3点	
					④ 72点以上74点未満	4点		2点		2点	
					⑤ 70点以上72点未満	2点		1点		1点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点		0点		0点	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点		4点		3点	
	事故及び不誠実な行為			大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し、右記の措置を受けた日から、業務成績評定を通知する間、評価を減ずる。	① 文書注意	-5点	—	-5点	—	-5点	—
					② 口頭注意	-3点		-3点		-3点	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士(当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)	4点	10%	3点	7%	2点	5%
					② RCCM、地質調査士(地質調査分野に適用)、土木学会認定(特別上級、上級、1級)技術者(土木関係分野に適用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に適用	2点		1点		1点	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	6点		4点		3点	
					② 類似業務の実績がある	3点		2点		1点	
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	10点	15%	6点	10%	5点	8%
					② 76点以上78点未満	8点		5点		4点	
					③ 74点以上76点未満	6点		4点		3点	
					④ 72点以上74点未満	4点		2点		2点	
					⑤ 70点以上72点未満	2点		1点		1点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点		0点		0点	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点		4点		3点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。	( )点	( )%	( )点	( )%	( )点	( )%
					② 当該地域での業務実績がある。	( )点		( )点		( )点	
予定管理・担当・照査技術者の経験及び能力		CPD		【必要に応じて設定する項目】CPD取得単位を評価	① 管理・担当・照査技術者のすべてが取得	( )点	( )%	( )点	( )%	( )点	( )%
					② 管理・担当・照査技術者の内2者が取得	( )点		( )点		( )点	
					③ 管理・担当・照査技術者の内1者が取得	( )点		( )点		( )点	
小 計						50点	50%	33点	33%	25点	25%
					判断基準						
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務理解度			◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	0～50点	50%	0～30点	30%	0～25点	25%
	実施手順			◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。						
				◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。						
	その他			◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。						
				○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。						
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性		○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	—	—	0～37点	37%	0～50点	50%
	評価テーマ1	的確性		◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。						
				◎	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。						
				○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。						
				○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。						
		実現性		◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。						
				◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。						
				○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。						
				○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。						
		独創性		○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。						
				○	周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。						
				○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。						
				○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。						
	2	評価テーマ1を準用		○							
小 計						50点	50%	67点	67%	75点	75%
合 計						100点	100%	100点	100%	100点	100%

◎:原則として設定する項目　　○:必要に応じて設定する項目

標準型(1:3)は原則ヒアリングを実施する。標準型(1:2)は技術者の能力を直接確認する必要がある場合、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。

その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

簡易型(1:1)は原則リアリングは実施しない。必要に応じて配置予定技術者を対象にヒアリングの実施も可能とする。

その場合、事前に提出された実施方針に関する技術提案の内容について確認する。

【建築及び設備関係（建設コンサルタント）】

プロポーザル方式の選定段階における評価基準

<table>
<tr><th rowspan="2">評価
項目</th><th colspan="5">評価の着眼点</th><th colspan="2" rowspan="2">評価ウェイト</th></tr>
<tr><th colspan="3">判断基準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">資格</td><td rowspan="4">専門分野の技術者資格
【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合】</td><td rowspan="4">各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。</td><td rowspan="4">主任担当技術者</td><td>総合</td><td>2点</td><td rowspan="4">20%</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>機械</td><td>1点</td></tr>
<tr><td rowspan="9">技術力</td><td rowspan="5">過去10年間の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）</td><td rowspan="5">以下の順で評価する。
① 同種業務の実績がある。
② 類似業務の実績がある。
上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。
● 管理技術者の場合
① 管理技術者又はこれに準ずる立場
② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場
③ 担当技術者又はこれに準ずる立場
● 主任担当技術者の場合
① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場
② 担当技術者又はこれに準ずる立場</td><td colspan="2">管理技術者</td><td>4点</td><td rowspan="5">40%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">主任担当技術者</td><td>総合</td><td>3点</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>機械</td><td>1点</td></tr>
<tr><td rowspan="5">過去4年間の大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）</td><td rowspan="5">以下の順で評価する。
① 75点以上の実績がある。（加点）
② ①、④以外の実績がある。（加点）
③ 実績がない。（0点）
④ 65点未満の実績がある。（減点）</td><td colspan="2">管理技術者</td><td>4点</td><td rowspan="5">40%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">主任担当技術者</td><td>総合</td><td>3点</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>機械</td><td>1点</td></tr>
<tr><td colspan="6">計</td><td>25点</td><td>100%</td></tr>
</table>

【建築及び設備関係（建設コンサルタント）】

プロポーザル方式の特定段階における評価基準

※ 標準型プロポーザル方式（1段階方式）の場合にも適用

評価項目	評価の着眼点	判断基準			評価ウェイト	
資格	専門分野の技術者資格【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合	2点	5%
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ● 主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		4点	10%
			主任担当技術者	総合	3点	
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
	過去4年間の大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。（加点） ② ①、④以外の実績がある。（加点） ③ 実績がない。（0点） ④ 65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者		4点	10%
			主任担当技術者	総合	3点	
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
	CPD	CPD取得単位を評価	管理技術者		2点	10%
			主任担当技術者	総合	2点	
				構造	2点	
				電気	2点	
				機械	2点	
業務実施方法及び手法	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。			0～8点	65%
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。			0～12点	
	評価テーマに対する技術提案	テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取られているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		テーマ①	0～15点	
				テーマ②	0～15点	
				テーマ③	0～15点	
計					100点	100%

配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。

その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

【建築及び設備関係（建設コンサルタント）】

総合評価落札方式（簡易型・標準型）の指名段階における評価基準

<table>
<tr><th rowspan="2">評価
項目</th><th colspan="5">評価の着眼点</th><th colspan="2" rowspan="2">評価ウェイト</th></tr>
<tr><th colspan="4">判断基準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">資格</td><td rowspan="4">専門分野の技術者資格
【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合】</td><td rowspan="4">各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。</td><td rowspan="4">主任担当技術者</td><td>総合</td><td>2点</td><td rowspan="4">20%</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>機械</td><td>1点</td></tr>
<tr><td rowspan="9">技術力</td><td rowspan="5">過去10年間の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）</td><td rowspan="5">以下の順で評価する。
① 同種業務の実績がある。
② 類似業務の実績がある。
上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。
● 管理技術者の場合
① 管理技術者又はこれに準ずる立場
② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場
③ 担当技術者又はこれに準ずる立場
● 主任担当技術者の場合
① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場
② 担当技術者又はこれに準ずる立場</td><td colspan="2">管理技術者</td><td>4点</td><td rowspan="5">40%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">主任担当技術者</td><td>総合</td><td>3点</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>機械</td><td>1点</td></tr>
<tr><td rowspan="4">過去4年間の大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）</td><td rowspan="4">以下の順で評価する。
① 75点以上の実績がある。（加点）
② ①、④以外の実績がある。（加点）
③ 実績がない。（0点）
④ 65点未満の実績がある。（減点）</td><td colspan="2">管理技術者</td><td>4点</td><td rowspan="4">40%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主任担当技術者</td><td>総合</td><td>3点</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>機械</td><td>1点</td></tr>
<tr><td colspan="6">計</td><td>25点</td><td>100%</td></tr>
</table>

【建築及び設備関係（建設コンサルタント）】

総合評価落札方式（簡易型・標準型）の入札段階における評価基準

※ 一般競争（1段階方式）の場合にも適用

<table>
<tr><td rowspan="3">評価項目</td><td colspan="4" rowspan="3">評価の着眼点</td><td colspan="2">簡易型</td><td colspan="2">標準型</td></tr>
<tr><td colspan="2">1:1</td><td colspan="2">1:2 、1:3</td></tr>
<tr><td colspan="2">判断基準</td><td colspan="4">評価ウェイト</td></tr>
<tr><td rowspan="4">資格</td><td rowspan="4">専門分野の技術者資格
【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合】</td><td rowspan="4">各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。</td><td rowspan="4">主任担当技術者</td><td>総合</td><td>2点</td><td rowspan="4">10%</td><td>2点</td><td rowspan="4">5%</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>1点</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>1点</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>機械</td><td>1点</td><td>1点</td></tr>
<tr><td rowspan="9">技術力</td><td rowspan="2">過去10年間の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）</td><td rowspan="2">以下の順で評価する。
① 同種業務の実績がある。
② 類似業務の実績がある。</td><td colspan="2">管理技術者</td><td>4点</td><td rowspan="5">18%</td><td>4点</td><td rowspan="5">12%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">主任担当技術者</td><td>総合</td><td>3点</td><td>3点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">過去10年間の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）</td><td rowspan="3">上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。
● 管理技術者の場合
① 管理技術者又はこれに準ずる立場
② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場
③ 担当技術者又はこれに準ずる立場
● 主任担当技術者の場合
① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場
② 担当技術者又はこれに準ずる立場</td><td>構造</td><td>1点</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>1点</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>機械</td><td>1点</td><td>1点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">過去4年間の大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）</td><td rowspan="3">以下の順で評価する。
① 75点以上の実績がある。（加点）
② ①、④以外の実績がある。（加点）
③ 実績がない。（0点）
④ 65点未満の実績がある。（減点）</td><td colspan="2">管理技術者</td><td>4点</td><td rowspan="5">18%</td><td>4点</td><td rowspan="5">12%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">主任担当技術者</td><td>総合</td><td>3点</td><td>3点</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>1点</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>1点</td><td>1点</td></tr>
<tr><td>機械</td><td>1点</td><td>1点</td></tr>
<tr><td rowspan="5">CPD</td><td rowspan="5">CPD取得単位を評価</td><td colspan="2">管理技術者</td><td>2点</td><td rowspan="5">18%</td><td>2点</td><td rowspan="5">12%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">主任担当技術者</td><td>総合</td><td>2点</td><td>2点</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>2点</td><td>2点</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>2点</td><td>2点</td></tr>
<tr><td>機械</td><td>2点</td><td>2点</td></tr>
<tr><td rowspan="4">業務実施方法及び手法</td><td>業務の理解度及び取組意欲</td><td colspan="4">業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。</td><td>0～8点</td><td rowspan="3">36%</td><td>0～8点</td><td rowspan="4">59%</td></tr>
<tr><td>業務の実施方針</td><td colspan="4">業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。</td><td>0～12点</td><td>0～12点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価テーマに対する技術提案</td><td colspan="4" rowspan="2">テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取られているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。</td><td>テーマ①</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">－</td><td>0～15点</td></tr>
<tr><td>テーマ②</td><td>0～15点</td></tr>
<tr><td colspan="6">計</td><td>55点</td><td>100%</td><td>85点</td><td>100%</td></tr>
</table>

標準型、簡易型ともに技術者の能力を直接確認する必要がある場合、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。

その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

６．総合評価落札方式による落札者の決定方法

① 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法は加算方式とする。

② 評価値の算出方法

評価値　＝　価格評価点　＋　技術評価点

③ 価格評価点と技術評価点の設定

技術評価点の満点は60点に固定し、価格評価点の満点を評価値配点割合に応じ20点、30点、60点の何れかで決定する。以下に価格点と技術点の比率に応じた価格評価点を示す。

１：１の場合　　価格評価点（６０点）：技術評価点（６０点）
１：２の場合　　価格評価点（３０点）：技術評価点（６０点）
１：３の場合　　価格評価点（２０点）：技術評価点（６０点）

④ 価格評価点の算出方法

価格評価点は下記の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点【２０～６０】}) \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$$

（算出例）

価格評価点：技術評価点の配点割合１：２

入札価格14,000,000円、予定価格20,000,000円のケース

・価格評価点　＝　３０点　×　（１－14,000,000／20,000,000）
　　＝　９点(*)

⑤ 技術評価点の算出方法

技術評価点は下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = \text{６０点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}^{(※)}}{\text{技術評価の配点合計点}}$$

（※）履行確実性評価を行う場合は、履行確実性評価後の得点合計点

（算出例）

配置予定技術者の経験及び能力の得点23点、実施方針の得点20点、評価テーマの得点27点、履行確実性度0.5、技術評価の配点合計100点のケース

・技術提案評価点の得点　＝　20点　＋　27点　＝　47点
・技術評価の得点合計点　＝　23点　＋　47点　×　0.5　＝　46.5点
・技術評価点　＝　６０点　×　（46.5　／　100）
　　＝　２７．９点(*)

（＊）評価点の端数処理は、小数点第５位を切り捨てとする。

７．履行確実性評価

総合評価落札方式で発注する業務においては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため技術提案の新たな評価項目として、「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

① 対象業務

予定価格が１千万円以上（調査基準価格の作成対象）の業務

② 履行確実性評価の流れ

原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した応札者において、調査基準価格未満の価格で入札したすべての応札者については開札後速やかにヒアリングを実施する。調査基準価格以上の価格で入札した応札者については、提出資料で履行確実性が確認できる場合は、ヒアリングを省略できる。

※提出資料とは、参加表明資料及び技術提案した資料等を言う。

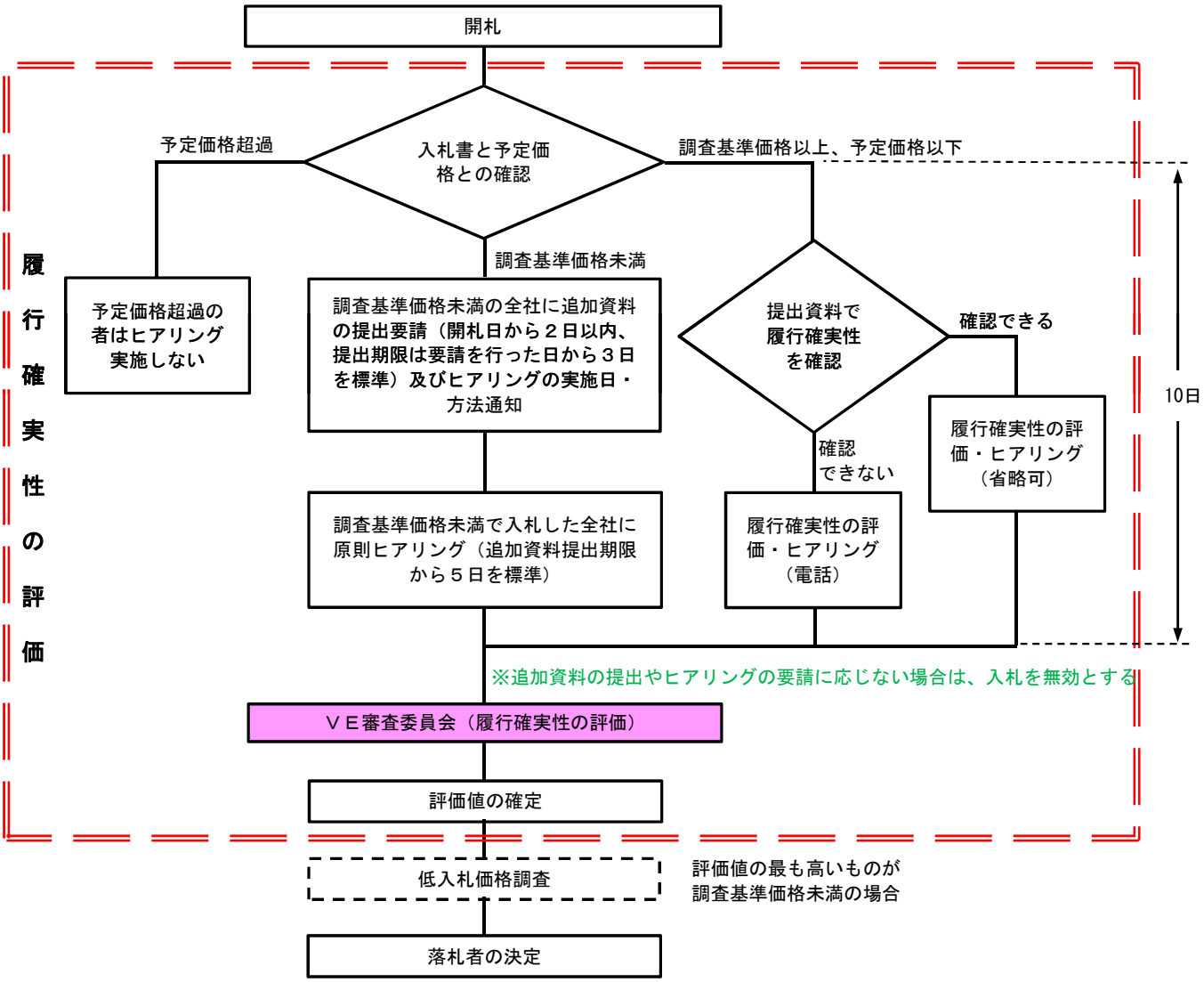

③ 審査項目

調査基準価格未満の応札者に対する履行確実性評価は、提出された追加資料を基に審査の視点の４項目について実施し、公正、公平な審査を適切に行う。

【審査の視点】

ａ） 業務内容に対応した費用が計上されているか。

ｂ） 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

ｃ） 品質管理体制が確保されているか。

ｄ） 再委託先への支払いは適正か。

【審査内容】

a ） 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているか。

b ） 配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。配置予定技術者の人工が適正であるか。

c ） 照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。照査予定技術者の人工が適正であるか。

d ） 再委託業務内容を再委託先が確認しているか。

④ 評価方法

各審査項目毎に審査（「○」ｏｒ「×」）した上で、５段階（Ａ～Ｅ）で総合的に評価し、履行確実性に関する度合い（履行確実性度）を技術提案評価点に乗じることにより評価する。

$$「履行確実性度」＝ \frac{（「○」と審査した項目数）}{4（全項目）}$$

評価	履行確実性度	「○」と審査した項目数
A	1	4
B	0.75	3
C	0.5	2
D	0.25	1
E	0	0

⑤ 技術評価点の算出

技術評価点＝（配置予定技術者の経験及び能力）＋

（履行確実性評価前の技術提案評価点）×α（履行確実性度）

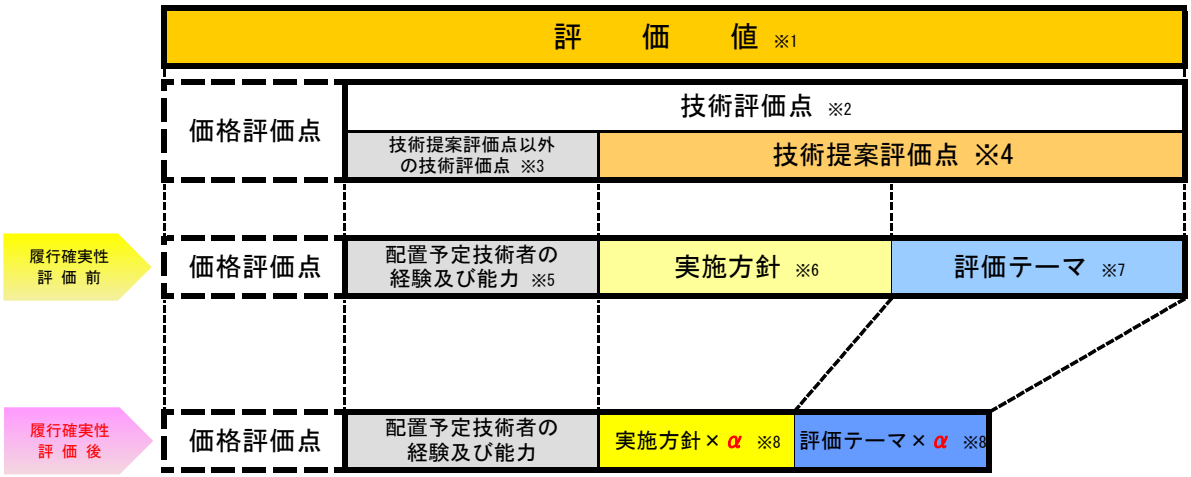

※１　評価値 ＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点

※２　技術評価点 ＝ 技術提案評価点以外の技術評価点 ＋ 技術提案評価点

※３　技術提案評価点以外の技術評価点 ＝ 配置予定技術者の経験及び能力に係る評価点

※４　技術提案評価点 ＝ 実施方針に係る評価点 ＋ 評価テーマに係る評価点

※５　【配置予定技術者の経験及び能力】 配置予定技術者の資格・実績、成績・表彰等

※６　【実施方針】 実施方針、実施フロー、工程表、その他

※７　【評価テーマ】 評価テーマに関する技術提案

※８　【α】 履行確実性度

８．中立かつ公正な審査・評価の確保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、手続きの透明性及び競争性の向上を図るため、学識経験等を有する者を含む外部委員のみで構成された総合評価等に関する委員会等を活用するものとする。

大阪航空局におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式における審査・評価については、「総合評価等に関する委員会設置要領」（平成 21 年 9 月 14 日付、阪空経第 388 号）に基づき、以下により対応するものとする。

（１） 実施方針を定めようとするとき

適用業務を決定するにあたり「総合評価等に関する委員会」に諮るものとする。

（２） 複数の業務に共通する評価方法を定めようとするとき

プロポーザルにおける受注予定者の特定又は総合評価落札方式における入札の評価に関する「評価項目」、「評価基準」、「得点配分」及び「特定する者又は落札者の決定方法」（以下、「基準等」という。）を決定するにあたり「総合評価等に関する委員会」に諮るものとする。

（３） プロポーザルに付す個別の建設コンサルタント業務等の技術提案の特定

（２）に示す基準等では特定できないプロポーザルに関しては、技術提案の特定に際して「総合評価等に関する委員会」に諮るものとする。

（４） 個別業務における評価等

（１）及び（２）で決定した方針、基準等に基づき、「大阪航空局ＶＥ審査委員会設置要領」（平成 17 年 9 月 8 日付、阪空経第 3210 号）、「建設コンサルタント等に係るプロポーザル方式の実施について」（平成 7 年 3 月 29 日付、阪空経第 3063 号）に定められた、ＶＥ審査委員会、建設コンサルタント等選定委員会を活用し評価等を行うものとする。

参考別添－２

大阪航空局建設コンサルタント業務等における
プロポーザル方式及び総合評価落札方式の
運用ガイドライン
現行と改定案の主な変更箇所の比較表

（現）

2. 調達方式フロー

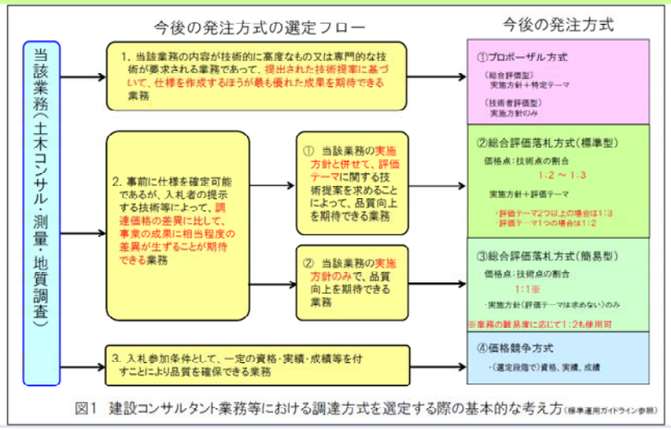

図1　建設コンサルタント業務等における調達方式を選定する際の基本的な考え方（標準運用ガイドライン参照）

（案）

2．建設コンサルタント業務等の方式選定の基本的考え方

■ 建設コンサルタント業務等における調達方式を選定する際の基本的な考え方

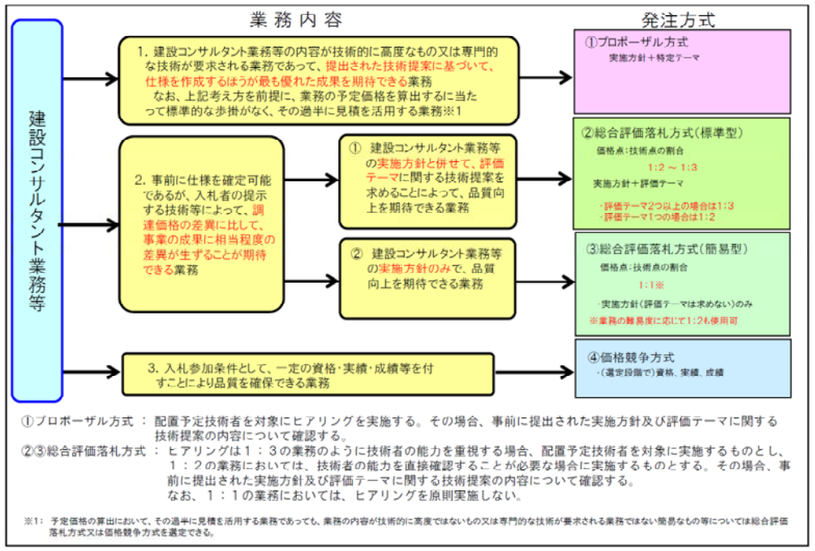

総合評価落札方式の対象は、受注者（入札参加者）及び発注者の負担を勘案して、試行的に予定価格1,000万円以上の業務を一つの目安とし、実施するものとする。

■ 総合評価落札方式による発注業務のイメージ

業務タイプ		業務イメージ	
総合評価落札方式	１：３	技術的工夫が特に大きい業務	業務の難易度が高く、専門的な知識の拘束力・応用力に関する技術評価が特に重要な業務
	１：２	技術的工夫の余地が大きい業務	業務の実施手順や実施体制等の工夫に加え、専門的な知識や構想力・応用力を評価テーマとして評価することで質の高い成果が期待できる業務
	１：１	技術的工夫の余地がある業務	業務の実施手順や実施体制等の工夫により、成果の品質や作業の安全性等の向上が期待できる業務

理由

・懇談会ガイドラインに平仄を合わせている。内容については、試行版と同様。

・プロポーザル方式、総合評価落札方式におけるヒアリングの実施のあり方について、懇談会ガイドライン、他部局（地方整備局等）のガイドラインを参考とし、表記した。
なお、ヒアリングのあり方については、H22．9．24開催の「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」でアンケート調査、業界団体へのヒアリングを踏まえ検討されている。

・総合評価評価落札方式の対象業務の目安として、受注者（入札参加者）、発注者の負担や他部局（地方整備局等）の実施状況を勘案して、試行的に1,000万円以上とすることとし、表記した。

・「建設コンサルタント業務等における調達方式を選定する際の基本的な考え方」に示した総合評価落札方式の業務タイプ［1：1、1：2、1：3］について、懇談会ガイドライン、他部局（地方整備局等）資料に基づき表記。

（現）

【土木関係プロポーザル方式（技術者評価型）】
（1）2段階での選定時の評価基準(案)

評価項目			評価の着目点 判断基準	評価ウェート	
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格・実績等 資格要件	技術部門登録	下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録 なお、①以外は選定しない。	応募要件とする	15%
	資格・実績等 専門技術力 成績・表彰	業務実績	平成11年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を次の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	①15点 ② 7点	35%
		業務成績 成果の確実性	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務(業務成績を付与していない業務や契約金額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等)の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満	①30点 ②24点未満 ③18点 ④12点 ⑤ 6点 ⑥ 0点	
		優良表彰	平成17年度以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、業務成果についての公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰を認める。 ① 優良表彰の実績がある。 ② 優良表彰の実績がない。	① 5点 ② 0点	
	不誠実な行為及び事故		競争参加資格確認申請書の締切日から以下の期間内に大阪航空局より当該措置を受けている場合、下記の順位で評価点を減ずる。 ① 文書注意 ② 口頭注意	① −5点 ② −3点	−
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等 資格要件	技術者資格等	技術者資格を下記の順位で評価する。 ① ・技術士（総合技術監理部門「選択科目が建設部門に係るもの」に限る） ・技術士（建設部門） ・土木学会特別上級、上級又は1級技術者の資格を有する者。 ② ・RCCM（当該部門）又はこれらと同等の能力を有する者。（地質調査業務にあっては地質調査士） 上記以外の場合は選定しない。	① 5点 ② 2点	15%
	資格・実績等 専門技術力 成績・表彰	業務実績	平成11年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。 なお、実績として評価する業務とは、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した同種又は類似業務をいう。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	①10点 ② 5点	35%
		業務成績 業務執行技術力	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 なお、実績として評価する業務とは、管理技術者又は担当技術者として従事した同種又は類似業務をいう。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務(業務成績を付与していない業務や契約金額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等)の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満	①30点 ②24点 ③18点 ④12点 ⑤ 6点 ⑥ 0点	35%
		優良表彰	平成17年度以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、受賞対象が特定業務に対する企業表彰の場合は、管理技術者又は担当技術者の立場の場合に評価する等寄与度を考慮する。 また、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 ① 優良表彰の実績がある。 ② 優良表彰の実績がない。	① 5点 ② 0点	
	資格・実績等 情報収集力 地域精通度	空港精通度	業務内容により「地域精通度（空港精通度）」、「空港業務従事実績」を下記の順位で評価する。 ① 当該空港での同種業務の実績がある。 ② 当該空港以外での同種業務の実績がある。	適宜設定	
合計				100点	100%

評価項目		評価の着目点 判断基準	評価ウェート	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・主たる部分が再委託予定となっている。	応募要件とする	−

（案）

【空港計画・土木関係(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他)】
プロポーザル方式の選定段階における評価基準

評価項目			評価の着眼点	判断基準	評価ウェイト	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等 資格要件	技術部門登録	【応募要件とする場合は設定しない】 当該部門の建設コンサルタント登録等	① 当該業務に関する部門の登録	3点	15%
				② ①以外	0点	
	資格・実績等 専門技術力 成績・表彰	成果の確実性	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	12点	35%
				② 類似業務の実績がある	6点	
				③ ①②以外	選定しない	
			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	30点	
				② 76点以上78点未満	24点	
				③ 74点以上76点未満	18点	
				④ 72点以上74点未満	12点	
				⑤ 70点以上72点未満	6点	
				⑥ 65点以上70点未満	0点	
				⑦ 65点未満	選定しない	
			提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点	
	事故及び不誠実な行為		大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し、右記の措置を受けた日から、業務成績評定を通知する間、評価を減ずる。	① 文書注意	−5点	−
				② 口頭注意	−3点	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等 資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士(当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)	6点	15%
				② RCCM、地質調査士(地質調査分野に適用)、土木学会認定(特別上級、上級、1級)技術者(土木関係分野に適用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に適用)	3点	
	資格・実績等 専門技術力 成績・表彰	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	9点	35%
				② 類似業務の実績がある	4点	
				③ ①②以外	選定しない	
			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	30点	
				② 76点以上78点未満	24点	
				③ 74点以上76点未満	18点	
				④ 72点以上74点未満	12点	
				⑤ 70点以上72点未満	6点	
				⑥ 65点以上70点未満	0点	
				⑦ 65点未満	選定しない	
			提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点	
	資格・実績等 情報収集力 地域精通度		【必要に応じて設定する項目】 過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。	( )点	( )%
				② 当該地域での業務実績がある。	( )点	( )%
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		右記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない	① 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合	選定しない	−
				② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合		
計					100点	100%

理由

基本は、平成22年1月20日開催の委員会で審議・評価された「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（試行版）」（以下、「試行版」という。）と同様であるが、平成21年3月に「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」により定められた「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下、懇談会ガイドライン」という。）が平成23年6月に改訂されたことから、大阪航空局の試行版についても、改訂された「懇談会ガイドライン」や他の発注者（地方整備局等）の状況も踏まえ以下の見直しを行った。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、「応募要件としない場合」についても記載を行い、同様のケースに対応できるものとした。
なお、実運用としては、「応募要件とする」ことが想定されることから、試行版との大きな変更はない。

（表現の変更のみ）
※評価点について、「技術部門登録」を応募要件としない場合の記載としているが、応募要件とする場合は、試行版と同様となる。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。
また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局（地方整備局等）における判断基準の状況から、見直しを実施した。
※提出の際に悪意（若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り）をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論（十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年）も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。
※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局（地方整備局等）における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。
※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。
※懇談会において、十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年とされていることから、過去4年間の実績とした。

（表現の変更のみ）
懇談会ガイドラインに表現を合わせた。内容については、試行版と同様。（点数はH21.3.26改正 航空局業務成績要領参照）。

（表現の変更のみ）
懇談会ガイドラインに表現を合わせ判断基準の詳細を明示した。

（表現の変更のみ）
地方整備局等の資料を参考としつつ、懇談会ガイドラインに表現を合わせた。内容については、試行版と同様

懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。
また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局（地方整備局等）における判断基準の状況から、見直しを実施した。
※提出の際に悪意（若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り）をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論（十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年）も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。
※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局（地方整備局等）における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。
※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。
※懇談会において、適正化を図るため標準4年とされていることから、4年の実績とした。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。
※懇談会において、適正化を図るため標準4年とされていることから、4年の実績とした。

試行版の表現と同様とし、10年間については業務成績に平仄を合わせている。

（表現の変更のみ）
懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

（現）

【土木関係プロポーザル方式（技術者評価型）】
（2）2段階での特定時の評価基準（案）

評価項目				評価の着目点 判断基準	評価ウェート 管理技術者	
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格を下記の順位で評価する。 ① ・技術士（総合技術監理部門「選択科目が建設部門に係るもの」に限る） ・技術士（建設部門） ・土木学会特別上級、上級又は1級技術者の資格を有する者。 ② ・RCCM（当該部門）又はこれらと同等の能力を有する者。（地質調査業務にあっては地質調査士） 上記以外の場合は選定しない。	①10点 ② 5点	25%
		専門技術力 成績・表彰	業務実績	平成11年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。 なお、実績として評価する業務とは、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した同種又は類似業務をいう。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	①15点 ② 7点	25%
			業務執行技術力	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 なお、実績として評価する業務とは、管理技術者又は担当技術者として従事した同種又は類似業務をいう。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約金額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満	①20点 ②16点 ③12点 ④ 8点 ⑤ 4点 ⑥ 0点	25%
			優良表彰	平成17年度以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、受賞対象が特定業務に対する企業表彰の場合は、管理技術者又は担当技術者の立場の場合に評価する等寄与度を考慮する。 また、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 ① 優良表彰の実績がある。 ② 優良表彰の実績がない。	① 5点 ② 0点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度 空港精通度	業務内容により「地域精通度（空港精通度）」、「空港業務従事実績」を下記の順位で評価する。 ① 当該空港での同種業務の実績がある。 ② 当該空港以外での同種業務の実績がある。	適宜設定	
計					50点	50%

評価項目		評価の着目点 判断基準	評価ウェート 書面	ヒアリング	
・実施方針 ・実施フロー ・工程表 ・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	○○点		50%
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	○○点		
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。			
	その他	業務に関する知識、有益な代替え案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	○○点		
	適宜設定	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に評価をする。			
計			50点		50%
合　計			100点		100%

（案）

【空港計画・土木関係（建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他）】
プロポーザル方式の特定段階における評価基準

評価項目			評価の着眼点		判断基準	評価ウェイト	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士（当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用） ② RCCM、地質調査士（地質調査分野に適用）、土木学会認定（特別上級、上級、1級）技術者（土木関係分野に適用）、コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用）、土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）	4点 2点	10%
		専門技術力 成績・表彰	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある	6点 3点	15%
				過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上 ② 76点以上78点未満 ③ 74点以上76点未満 ④ 72点以上74点未満 ⑤ 70点以上72点未満 ⑥ 65点以上70点未満	10点 8点 6点 4点 2点 0点	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】 過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。 ② 当該地域での業務実績がある。	（ ）点 （ ）点	（ ）%
予定管理・担当・照査技術者の経験及び能力		CPD		【必要に応じて設定する項目】 CPD取得単位を評価	① 管理・担当・照査技術者のすべてが取得 ② 管理・担当・照査技術者の内2者が取得 ③ 管理・担当・照査技術者の内1者が取得	（ ）点 （ ）点 （ ）点	（ ）%
小　計						25点	25%

評価項目			評価の着眼点	判断基準	評価ウェイト	
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務理解度		◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	0～25点	25%
	実施手順		◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		
			◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	その他		◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		
			○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	0～50点	50%
	評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		
			◎	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。		
			○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		
			○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		
		実現性	◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
			○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		
			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		
		独創性	○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		
			○	周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		
			○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		
			○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		
	2	評価テーマ1を準用	○			
	3	評価テーマ1を準用	○			
小　計					75点	75%
参考見積	業務コストの妥当性			業務規模と大きく乖離がある場合は特定しない。	特定しない	―
合　計					100点	100%

◎：原則として設定する項目　　○：必要に応じて設定する項目

理由

（表現の変更のみ）
懇談会ガイドラインに表現を合わせ判断基準の詳細を明示した。

（表現の変更のみ）
地方整備局等の資料を参考としつつ、懇談会ガイドラインに表現を合わせた。内容については、試行版と同様

懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。
また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局（地方整備局等）における判断基準の状況から、見直しを実施した。
※提出の際に悪意（若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り）をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論（十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年）も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。
※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局（地方整備局等）における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。
※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。
※懇談会において、適正化を図るため標準4年とされていることから、4年の実績とした。

試行版の表現と同様とし、10年間については業務成績に平仄を合わせている。

工事の総合評価においてCPDへの取組がなされていることも踏まえ、懇談会ガイドラインの改定に伴い、必要に応じて設定するものとして追加した。継続研鑽を義務付けまたは努力規定として設けている（H22.9.24「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」資料より）

懇談会ガイドラインと同様

懇談会ガイドラインと同様

懇談会ガイドラインと同様

懇談会ガイドラインと同様

懇談会ガイドラインと同様

航空局のプロポーザルにおける実績以外の評価基準においては、「簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式の実施等について」（平成8年11月29日　空経第943号）の（別添1）手続開始の標準公示例の4. 技術提案を特定するための評価基準において「業務実施方針及び手法」とされているところであるが、簡易型以外のプロポーザルについては技術提案と定められているのみで、個々に何を求めるかは示されていない。
一方、懇談会ガイドラインにおいて、「実施方針・実施フロー・工程表・その他」以外に評価テーマに基づく提案の評価が示された。
このため、「特記仕様書に記載する技術提案を受注者から確実に引き出すには、評価テーマの設定が重要」という観点から、懇談会ガイドラインを元に「評価テーマに対する技術提案」の項目を新たに設定した。
なお、評価ウェートについては、懇談会ガイドラインに準じて配分の見直しを行った。

（現）

【土木関係プロポーザル方式（技術者評価型）】
（3）1段階での選定・特定時の評価基準(案)

評価項目			評価の着目点 判断基準	評価ウェート	
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の登録にあっては建設コンサルタント登録 ①以外は選定しない。	参加要件	10%
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	書類審査	平成11年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を次の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	①10点 ② 5点	15%
				業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務(業務成績を付与していない業務や契約金額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等)の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満	①10点 ② 8点 ③ 6点 ④ 4点 ⑤ 2点 ⑥ 0点	
				優良表彰	平成17年度以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、業務成果についての公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰を認める。 ① 優良表彰の実績がある。 ② 優良表彰の実績がない。	① 5点 ② 0点	
	事故及び不誠実な行為			競争参加資格確認申請書の締切日から以下の期間内に大阪航空局より当該措置を受けている場合、下記の順位で評価点を減ずる。 ① 文書注意 ② 口頭注意	-5点 -3点	－
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格を下記の順位で評価する。 ① ・技術士（総合技術監理部門「選択科目が建設部門に係るもの」に限る） ・技術士（建設部門） ・土木学会特別上級、上級又は1級技術者の資格を有する者。 ② ・RCCM（当該部門）又はこれらと同等の能力を有する者。（地質調査業務にあっては地質調査士） 上記以外の場合は選定しない。	① 5点 ② 3点	10%
	成績・表彰	専門技術力	業務成績行能力	書類審査	平成11年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。 なお、実績として評価する業務とは、管理技術者、担当技術者として従事した同種又は類似業務をいう。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	① 5点 ② 3点	15%
				業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 なお、実績として評価する業務とは、管理技術者又は担当技術者として従事した同種又は類似業務をいう。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務(業務成績を付与していない業務や契約金額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等)の実績であるため業務成績がない場合は、69点として扱う。また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を64点として扱う。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満	①10点 ② 8点 ③ 6点 ④ 4点 ⑤ 2点 ⑥ 0点	
				優良表彰	平成17年度以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、受賞対象が特定業務に対する企業表彰の場合は、管理技術者又は担当技術者の立場の場合に評価する等寄与度を考慮する。 また、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 ① 優良表彰の実績がある。 ② 優良表彰の実績がない。	① 5点 ② 0点	
	実績等	業務の特性	地域精通度（空港精通度）	業務内容により「地域精通度（空港精通度）」、「空港業務従事実績」を下記の順位で評価する。 ① 当該空港での同種業務の実績がある。 ② 当該空港以外での同種業務の実績がある。	適宜設定	
	計				50点	50%

評価項目	評価の着目点 判断基準	評価ウェート
業務実施体制	業務実施体制の妥当性 下記項目に該当する場合には選定しない。 ・主たる部分が再委託予定となっている。	参加要件とする

評価項目		評価の着目点 判断基準	評価ウェート 書面	ヒアリング	
・実施方針 ・実施フロー ・工程表 ・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	○○点		50%
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	○○点		
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	○○点		
	適宜設定	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に評価をする。			
計			50点		50%
合 計			100点		100%

（案）

【空港計画・土木関係(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他)】
標準型プロポーザル方式（1段階方式）の特定時における評価基準

評価項目			評価の着眼点	判断基準	評価ウェイト	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	【応募要件とする場合は設定しない】 当該部門の建設コンサルタント登録等	① 当該業務に関する部門の登録	1点	4%
					② ①以外	0点	
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	3点	
					② 類似業務の実績がある	1点	
				過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	5点	8%
					② 76点以上78点未満	4点	
					③ 74点以上76点未満	3点	
					④ 72点以上74点未満	2点	
					⑤ 70点以上72点未満	1点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	3点	
	事故及び不誠実な行為			大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し、右記の措置を受けた日から、業務成績評定を通知する間、評価を減ずる。	① 文書注意	-5点	－
					② 口頭注意	-3点	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士（当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）	2点	5%
					② RCCM、地質調査士（地質調査分野に適用）、土木学会認定（特別上級、上級、1級）技術者（土木関係分野に適用）、コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用）、土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用	1点	
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	3点	
					② 類似業務の実績がある	1点	
				過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	5点	8%
					② 76点以上78点未満	4点	
					③ 74点以上76点未満	3点	
					④ 72点以上74点未満	2点	
					⑤ 70点以上72点未満	1点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	3点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】 過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。	（ ）点	（ ）%
					② 当該地域での業務実績がある。	（ ）点	
予定管理・担当・照査技術者の経験及び能力			CPD	【必要に応じて設定する項目】 CPD取得単位を評価	① 管理・担当・照査技術者のすべてが取得	（ ）点	（ ）%
					② 管理・担当・照査技術者の内2者が取得	（ ）点	
					③ 管理・担当・照査技術者の内1	（ ）点	
小 計						25点	25%

			判断基準		
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務理解度		◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	0～25点	25%
	実施手順		◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		
			◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	その他		◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		
			○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	0～50点	50%
	評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		
			◎	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。		
			○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		
			○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		
		実現性	◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
			○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		
			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		
		独創性	○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		
			○	周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		
			○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		
			○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		
	2	評価テーマ1を準用	○			
	3	評価テーマ1を準用	○			
小 計					75点	75%
参考見	業務コストの妥当性			業務規模と大きく乖離がある場合	特定しない	－
合 計					100点	100%

◎：原則として設定する項目　　○：必要に応じて設定する項目

理由

懇談会ガイドラインの改定に伴い、「応募要件としない場合」についても記載を行い、同様のケースに対応できるものとした。
なお、実運用としては、「応募要件とする」ことが想定されることから、試行版との大きな変更はない。

（表現の変更のみ）
※評価点について、「技術部門登録」を応募要件としない場合の記載としているが、応募要件とする場合は、試行版と同様となる。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。
また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局（地方整備局等）における判断基準の状況から、見直しを実施した。
※提出の際に悪意（若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り）をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論（十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年）も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。
※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局（地方整備局等）における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。
※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。
※懇談会において、十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年とされていることから、過去4年間の実績とした。

（表現の変更のみ）
懇談会ガイドラインに表現を合わせた。内容については、試行版と同様。（点数はH21.3.26改正 航空局業務成績要領参照）。

（表現の変更のみ）
懇談会ガイドラインに表現を合わせ判断基準の詳細を明示した。

（表現の変更のみ）
地方整備局等の資料を参考としつつ、懇談会ガイドラインに表現を合わせた。内容については、試行版と同様

懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。
また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局（地方整備局等）における判断基準の状況から、見直しを実施した。
※提出の際に悪意（若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り）をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論（十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年）も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。
※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局（地方整備局等）における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。
※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。
※懇談会において、適正化を図るため標準4年とされていることから、4年の実績とした。

試行版の表現と同様とし、10年間については業務成績に平仄を合わせている。

試行版の表現と同様とし、10年間については業務成績に平仄を合わせている。

工事の総合評価においてCPDへの取組がなされていることも踏まえ、懇談会ガイドラインの改定に伴い、必要に応じて設定するものとして追加した。継続研鑽を義務付けまたは努力規定として設けている（H22.9.24「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」資料より）

懇談会ガイドラインと同様

懇談会ガイドラインと同様

懇談会ガイドラインと同様

懇談会ガイドラインと同様

懇談会ガイドラインと同様

航空局のプロポーザルにおける実績以外の評価基準においては、「簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式の実施等について」（平成8年11月29日　空経第943号）の（別添1）手続開始の標準公示例の4．技術提案を特定するための評価基準において「業務実施方針及び手法」とされているところであるが、簡易型以外のプロポーザルについては技術提案と定められているのみで、個々に何を求めるかは示されていない。
一方、懇談会ガイドラインにおいて、「実施方針・実施フロー・工程表・その他」以外に評価テーマに基づく提案の評価が示された。
このため、「特記仕様書に記載する技術提案を受注者から確実に引き出すには、評価テーマの設定が重要」という観点から、懇談会ガイドラインを元に「評価テーマに対する技術提案」の項目を新たに設定した。
なお、評価ウェートについては、懇談会ガイドラインに準じて配分の見直しを行った。

（現）

【土木関係総合評価落札方式（簡易型）】
（1）2段階での選定（指名）時の評価基準（案）

評価項目				評価の着目点 判断基準	評価ウェート	
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録 なお、①以外は選定しない。	応募要件とする	15%
		成績・表彰 専門技術力	業務実績	平成11年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を次の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	① 9点 ② 4点	35%
			成果の確実性 業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約金額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満	①18点 ②14点 ③10点 ④ 7点 ⑤ 3点 ⑥ 0点	35%
			優良表彰	平成17年度以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、業務成果についての公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰を認める。 ①優良表彰の実績がある。 ②優良表彰の実績がない。	① 3点 ② 0点	
	事故及び不誠実な行為			競争参加資格確認申請書の締切日から以下の期間内に大阪航空局より当該措置を受けている場合、下記の順位で評価点を減ずる。 ① 文書注意 ② 口頭注意	① −5点 ② −3点	−
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格を下記の順位で評価する。 ① ・技術士（総合技術監理部門「選択科目が建設部門に係るもの」に限る） ・技術士（建設部門） ・土木学会特別上級、上級又は1級技術者の資格を有する者。 ② ・RCCM（当該部門）又はこれらと同等の能力を有する者。（地質調査業務にあっては地質調査士） 上記以外の場合は選定しない。	① 3点 ② 1点	15%
		成績・表彰 専門技術力	業務実績	平成11年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。 なお、実績として評価する業務とは、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した同種又は類似業務をいう。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	① 6点 ② 3点	35%
			業務執行技術力 業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 なお、実績として評価する業務とは、管理技術者又は担当技術者として従事した同種又は類似業務をいう。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約金額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満	①18点 ②14点 ③11点 ④ 7点 ⑤ 4点 ⑥ 0点	35%
			優良表彰	平成17年度以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、受賞対象が特定業務に対する企業表彰の場合は、管理技術者又は担当技術者の立場の場合に評価する等寄与度を考慮する。 また、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 ① 優良表彰の実績がある。 ② 優良表彰の実績がない。	① 3点 ② 0点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度 空港精通度	業務内容により「地域精通度（空港精通度）」、「空港業務従事実績」を下記の順位で評価する。 ① 当該空港での同種業務の実績がある。 ② 当該空港以外での同種業務の実績がある。	適宜設定	
合計					60点	100%

（案）

【空港計画・土木関係（建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他）】
総合評価落札方式（簡易型）の指名段階における評価基準

評価項目				評価の着眼点	判断基準	評価ウェイト	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	【応募要件とする場合は設定しない】 当該部門の建設コンサルタント登録等	① 当該業務に関する部門の登録	3点	15%
					② ①以外	0点	
		成績・表彰 専門技術力	成果の確実性	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	12点	
					② 類似業務の実績がある	6点	
					③ ①②以外	指名しない	
				過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	30点	35%
					② 76点以上78点未満	24点	
					③ 74点以上76点未満	18点	
					④ 72点以上74点未満	12点	
					⑤ 70点以上72点未満	6点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
					⑦ 65点未満	指名しない	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点	
	事故及び不誠実な行為			大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し、右記の措置を受けた日から、業務成績評定を通知する間、評価を減ずる。	① 文書注意	−5点	−
					② 口頭注意	−3点	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士（当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）	6点	15%
					② RCCM、地質調査士（地質調査分野に適用）、土木学会認定（特別上級、上級、1級）技術者（土木関係分野に適用）、コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用）、土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）	3点	
		成績・表彰 専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	9点	
					② 類似業務の実績がある	4点	
					③ ①②以外	指名しない	
				過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	30点	35%
					② 76点以上78点未満	24点	
					③ 74点以上76点未満	18点	
					④ 72点以上74点未満	12点	
					⑤ 70点以上72点未満	6点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
					⑦ 65点未満	指名しない	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】 過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。	（ ）点	（ ）%
					② 当該地域での業務実績がある。	（ ）点	（ ）%
業務実施体制		業務実施体制の妥当性		右記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない	① 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合	指名しない	−
					② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合		
計						100点	100%

理由

基本は、平成22年1月20日開催の委員会で審議・評価された「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（試行版）」（以下、「試行版」という。）と同様であるが、平成21年3月に「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」により定められた「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下、懇談会ガイドライン」という。）が平成23年6月に改訂されたことから、大阪航空局の試行版についても、改訂された「懇談会ガイドライン」や他の発注者（地方整備局等）の状況も踏まえ以下の見直しを行った。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、「応募要件としない場合」についても記載を行い、同様のケースに対応できるものとした。 なお、実運用としては、「応募要件とする」ことが想定されることから、試行版との大きな変更はない。
（表現の変更のみ） ※評価点について、「技術部門登録」を応募要件としない場合の記載としているが、応募要件とする場合は、試行版と同様となる。
懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。 また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局（地方整備局等）における判断基準の状況から、見直しを実施した。 ※提出の際に悪意（若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り）をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論（十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年）も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。 ※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局（地方整備局等）における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。
懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。 ※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。 ※懇談会において、十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年とされていることから、過去4年間の実績とした。
（表現の変更のみ） 懇談会ガイドラインに表現を合わせた。内容については、試行版と同様。（点数はH21.3.26改正 航空局業務成績要領参照）。
（表現の変更のみ） 懇談会ガイドラインに表現を合わせ詳細を明示した。内容は試行版と同様。
（表現の変更のみ） 懇談会ガイドラインに表現を合わせた。内容については、試行版と同様。
懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。 また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局（地方整備局等）における判断基準の状況から、見直しを実施した。 ※提出の際に悪意（若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り）をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論（十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年）も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。 ※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局（地方整備局等）における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。
懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。 ※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。 ※懇談会において、適正化を図るため標準4年とされていることから、4年の実績とした。
試行版の表現と同様とし、10年間については業務成績に平仄を合わせている。
（表現の変更のみ） 懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

（現）

【土木関係総合評価落札方式（簡易型）】
（2）2段階での入札時の評価基準（案）

評価項目				評価の着目点	評価ウェート
				判断基準	管理技術者
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格を下記の順位で評価する。 ① ・技術士（総合技術監理部門「選択科目が建設部門に係るもの」に限る） ・技術士（建設部門） ・土木学会特別上級、上級又は1級技術者の資格を有する者。 ② ・RCCM（当該部門）又はこれらと同等の能力を有する者。（地質調査業務にあっては地質調査士） 上記以外の場合は選定しない。	① 6点 ② 3点	25%
		専門技術力	業務実績	平成11年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。 なお、実績として評価する業務とは、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した同種又は類似業務をいう。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	① 9点 ② 4点	25%
			業務執行技術力 成績・表彰	業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 なお、実績として評価する業務とは、管理技術者又は担当技術者として従事した同種又は類似業務をいう。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約金額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満	①12点 ② 9点 ③ 7点 ④ 4点 ⑤ 2点 ⑥ 0点	25%
				優良表彰	平成17年度以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、受賞対象が特定業務に対する企業表彰の場合は、管理技術者又は担当技術者の立場の場合に評価する等寄与度を考慮する。 また、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 ① 優良表彰の実績がある。 ② 優良表彰の実績がない。	① 3点 ② 0点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	空港精通度	業務内容により「地域精通度（空港精通度）」、「空港業務従事実績」を下記の順位で評価する。 ① 当該空港での同種業務の実績がある。 ② 当該空港以外での同種業務の実績がある。	適宜設定	
計						30点	50%

評価項目		評価の着目点	評価ウェート		
		判断基準	書面	ヒアリング	
・実施方針 ・実施フロー ・工程表 ・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	○○点		50%
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	○○点		
	その他	業務に関する知識、有益な代替え案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	○○点		
	適宜設定	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に評価をする。			
計			30点		50%
合計			60点		100%

（案）

【空港計画・土木関係（建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他）】
総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準

評価項目			評価の着眼点			簡易型 1：1 評価ウェイト	
					判断基準		
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士（当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用） ② RCCM、地質調査士（地質調査分野に適用）、土木学会認定（特別上級、上級、1級）技術者（土木関係分野に適用）、コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用）、土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）	10点 5点	25%
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある ③ ①②以外	15点 7点 選定しない	
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上 ② 76点以上78点未満 ③ 74点以上76点未満 ④ 72点以上74点未満 ⑤ 70点以上72点未満 ⑥ 65点以上70点未満 ⑦ 65点未満	18点 14点 11点 7点 4点 0点 選定しない	25%
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	7点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】 過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。 ② 当該地域での業務実績がある。	（ ）点 （ ）点	（ ）%
予定管理・担当・照査技術者の経験及び能力	CPD			【必要に応じて設定する項目】 CPD取得単位を評価	① 管理・担当・照査技術者のすべてが取得 ② 管理・担当・照査技術者の内2者が取得 ③ 管理・担当・照査技術者の内1者が取得	（ ）点 （ ）点 （ ）点	（ ）%
小　計						50点	50%

評価項目			判断基準		
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	0～50点	50%
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	その他	◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		
		○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		
小　計				50点	50%
合　計				100点	100%

◎：原則として設定する項目　　○：必要に応じて設定する項目

理由

（表現の変更のみ）
懇談会ガイドラインに表現を合わせ詳細を明示した。内容は試行版と同様。

（表現の変更のみ）
懇談会ガイドラインに表現を合わせた。内容については、試行版と同様。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。
また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局（地方整備局等）における判断基準の状況から、見直しを実施した。
※提出の際に悪意（若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り）をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論（十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年）も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。
※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局（地方整備局等）における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。
※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。
※懇談会において、適正化を図るため標準4年とされていることから、4年の実績とした。

試行版の表現と同様とし、10年間については業務成績に平仄を合わせている。

工事の総合評価においてCPDへの取組がなされていることも踏まえ、懇談会ガイドラインの改定に伴い、必要に応じて設定するものとして追加した。継続研鑽を義務付けまたは努力規定として設けている（H22.9.24「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」資料より）

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

（現）

【土木関係総合評価落札方式（簡易型）】
（3）1段階での選定（指名）・入札者選定・入札時の評価基準（案）

評価項目				評価の着目点 判断基準	評価ウェート	
入札参加希望者（企業）の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録 なお、①以外は競争参加資格を与えない。	参加要件	10%
		専門技術力 成績・表彰	業務実績	平成11年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を次の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	① 6点 ② 3点	
			業務成績 成果の確実性	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約金額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満	① 6点 ② 5点 ③ 4点 ④ 2点 ⑤ 1点 ⑥ 0点	15%
			優良表彰	平成17年度以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、業務成果についての公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰を認める。 ① 優良表彰の実績がある。 ② 優良表彰の実績がない。	① 3点 ② 0点	
	事故及び不誠実な行為			競争参加資格確認申請書の締切日から以下の期間内に大阪航空局より当該措置を受けている場合、下記の順位で評価点を減ずる。 ① 文書注意 ② 口頭注意	① −5点 ② −3点	−
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格を下記の順位で評価する。 ① ・技術士（総合技術監理部門「選択科目が建設部門に係るもの」に限る） ・技術士（建設部門） ・土木学会特別上級、上級又は1級技術者の資格を有する者。 ② ・RCCM（当該部門）又はこれらと同等の能力を有する者。（地質調査業務にあっては地質調査士）	① 3点 ② 1点	10%
		専門技術力 成績・表彰	業務実績	平成11年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。 なお、実績として評価する業務とは、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した同種又は類似業務をいう。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	① 3点 ② 1点	
			業務成績 業務執行能力	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 なお、実績として評価する業務とは、管理技術者又は担当技術者として従事した同種又は類似業務をいう。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約金額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満	① 6点 ② 5点 ③ 4点 ④ 2点 ⑤ 1点 ⑥ 0点	15%
			優良表彰	平成17年度以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、受賞対象が特定業務に対する企業表彰の場合は、管理技術者又は担当技術者の立場の場合に評価する等寄与度を考慮する。 また、優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 ① 優良表彰の実績がある。 ② 優良表彰の実績がない。	① 3点 ② 0点	
	実績等	資格・能力 情報収集	地域精通度 空港業務	業務内容により「地域精通度（空港精通度）」、「空港業務従事実績」を下記の順位で評価する。 ① 当該空港での同種業務の実績がある。 ② 当該空港以外での同種業務の実績がある。	適宜設定	
計					30点	50%

評価項目		評価の着目点 判断基準		評価ウェート 書面	ヒアリング	
・実施方針 ・実施フロー ・工程表 ・その他	業務の理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	○○点		50%
	実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	○○点		
	その他		業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	○○点		
		適宜設定	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に評価をする。			
計				30点		50%
合計				60点		100%

（案）

【空港計画・土木関係（建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他）】
総合評価落札方式（簡易型）の一般競争（1段階方式）の入札時における評価基準

評価項目			評価の着眼点		判断基準	簡易型 1：1 評価ウェイト	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	【応募要件とする場合は設定しない】当該部門の建設コンサルタント登録等	① 当該業務に関する部門の登録	2点	10%
					② ①以外	0点	
		専門技術力 成績・表彰	成果の確実性	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	8点	
					② 類似業務の実績がある	4点	
					③ ①②以外		
				過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	10点	15%
					② 76点以上78点未満	8点	
					③ 74点以上76点未満	6点	
					④ 72点以上74点未満	4点	
					⑤ 70点以上72点未満	2点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点	
	事故及び不誠実な行為			大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し、右記の措置を受けた日から、業務成績評定を通知する間、評価を減ずる。	① 文書注意	−5点	−
					② 口頭注意	−3点	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士（当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）	4点	10%
					② RCCM、地質調査士（地質調査分野に適用）、土木学会認定（特別上級、上級、1級）技術者（土木関係分野に適用）、コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用）、土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）	2点	
		専門技術力 成績・表彰	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	6点	
					② 類似業務の実績がある	3点	
				過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	10点	15%
					② 76点以上78点未満	8点	
					③ 74点以上76点未満	6点	
					④ 72点以上74点未満	4点	
					⑤ 70点以上72点未満	2点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点	
	実績等・	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある	（ ）点	（ ）%
					② 当該地域での業務実績がある。	（ ）点	
予定管理・担当・照査技術者の経験及び能力		CPD		【必要に応じて設定する項目】CPD取得単位を評価	① 管理・担当・照査技術者のすべてが取得	（ ）点	（ ）%
					② 管理・担当・照査技術者の内2者が取得	（ ）点	
					③ 管理・担当・照査技術者の内1者が取得	（ ）点	
小計						50点	50%
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務理解度			◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	0～50点	50%
	実施手順			◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		
				◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	その他			◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		
				○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		
小計						50点	50%
合計						100点	100%

◎：原則として設定する項目　　○：必要に応じて設定する項目

理由

懇談会ガイドラインの改定に伴い、「応募要件としない場合」についても記載を行い、同様のケースに対応できるものとした。
なお、実運用としては、「応募要件とする」ことが想定されることから、試行版との大きな変更はない。

（表現の変更のみ）
※評価点について、「技術部門登録」を応募要件としない場合の記載としているが、応募要件とする場合は、試行版と同様となる。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。
また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局（地方整備局等）における判断基準の状況から、見直しを実施した。
※提出の際に悪意（若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り）をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論（十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年）も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。
※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局（地方整備局等）における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。
※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。
※懇談会において、十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年とされていることから、過去4年間の実績とした。

（表現の変更のみ）
懇談会ガイドラインに表現を合わせた。内容については、試行版と同様。（点数はH21.3.26改正 航空局業務成績要領参照）。

（表現の変更のみ）
懇談会ガイドラインに表現を合わせ詳細を明示した。内容は試行版と同様。

（表現の変更のみ）
懇談会ガイドラインに表現を合わせた。内容については、試行版と同様。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。
また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局（地方整備局等）における判断基準の状況から、見直しを実施した。
※提出の際に悪意（若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り）をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論（十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年）も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。
※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局（地方整備局等）における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。
※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。
※懇談会において、適正化を図るため標準4年とされていることから、4年の実績とした。

試行版の表現と同様とし、10年間については業務成績に平仄を合わせている。

工事の総合評価においてCPDへの取組がなされていることも踏まえ、懇談会ガイドラインの改定に伴い、必要に応じて設定するものとして追加した。継続研鑽を義務付けまたは努力規定として設けている（H22.9.24「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」資料より）

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

（現）	（案）	理由
該当なし	**【空港計画・土木関係(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他)】** **総合評価落札方式(標準型)の指名段階における評価基準**	改訂された「懇談会ガイドライン」や他部局(地方整備局等)の取組状況を踏まえ、総合評価落札方式(標準型)の指名段階、入札段階及び一般競争(1段階方式)での評価基準を新たに制定することとした。

【空港計画・土木関係(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他)】
総合評価落札方式(標準型)の指名段階における評価基準

評価項目				評価の着眼点	判断基準	評価ウェイト		理由
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	【応募要件とする場合は設定しない】 当該部門の建設コンサルタント登録等	① 当該業務に関する部門の登録	3点	15%	懇談会ガイドラインの改定に伴い、「応募要件としない場合」についても記載を行い、同様のケースに対応できるものとした。 なお、実運用としては、「応募要件とする」ことが想定される。
					② ①以外	0点		
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	12点		※評価点について、「技術部門登録」を応募要件としない場合の記載としている。
					② 類似業務の実績がある	6点		
					③ ①②以外	指名しない		
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	30点	35%	懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。 また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局(地方整備局等)における判断基準の状況から、見直しを実施した。 ※提出の際に悪意(若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り)をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論(十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年)も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。 ※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局(地方整備局等)における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。
					② 76点以上78点未満	24点		
					③ 74点以上76点未満	18点		
					④ 72点以上74点未満	12点		
					⑤ 70点以上72点未満	6点		
					⑥ 65点以上70点未満	0点		
					⑦ 65点未満	指名しない		
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点		懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。 ※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。 ※懇談会において、十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年とされていることから、過去4年間の実績とした。
	事故及び不誠実な行為			大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し、右記の措置を受けた日から、業務成績評定を通知する間、評価を減ずる。	① 文書注意	−5点	—	懇談会ガイドラインに表現を合わせた。(点数はH21.3.26改正 航空局業務成績要領参照)。
					② 口頭注意	−3点		
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士(当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)	6点	15%	懇談会ガイドラインに表現を合わせ詳細を明示した。
					② RCCM、地質調査士(地質調査分野に適用)、土木学会認定(特別上級、上級、1級)技術者(土木関係分野に適用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に適用)	3点		
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	9点		懇談会ガイドラインに表現を合わせた。
					② 類似業務の実績がある	4点		
					③ ①②以外	指名しない		
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	30点	35%	懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。 また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局(地方整備局等)における判断基準の状況から、見直しを実施した。 ※提出の際に悪意(若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り)をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論(十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年)も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。 ※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局(地方整備局等)における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。
					② 76点以上78点未満	24点		
					③ 74点以上76点未満	18点		
					④ 72点以上74点未満	12点		
					⑤ 70点以上72点未満	6点		
					⑥ 65点以上70点未満	0点		
					⑦ 65点未満	指名しない		
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	5点		懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。 ※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。 ※懇談会において、十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年とされていることから、過去4年間の実績とした。
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】 過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。	(　)点	(　)%	懇談会ガイドラインの改定に伴い、必要に応じて設定するものとして追加した。
					② 当該地域での業務実績がある。	(　)点	(　)%	
業務実施体制		業務実施体制の妥当性		右記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない	① 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合	指名しない	—	懇談会ガイドラインに表現を合わせた。
					② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合			
計						100点	100%	

（現）

該当なし

（案）

【空港計画・土木関係(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他)】
総合評価落札方式(標準型)の入札段階における評価基準

評価項目			評価の着眼点		判断基準	標準型 1：2		標準型 1：3	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士(当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)	6点	15%	4点	10%
					② RCCM、地質調査士(地質調査分野に適用)、土木学会認定(特別上級、上級、1級)技術者(土木関係分野に適用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に適用)	3点		2点	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	9点		6点	
					② 類似業務の実績がある	4点		3点	
					③ ①②以外	選定しない		選定しない	
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	12点	18%	10点	15%
					② 76点以上78点未満	10点		8点	
					③ 74点以上76点未満	7点		6点	
					④ 72点以上74点未満	5点		4点	
					⑤ 70点以上72点未満	2点		2点	
					⑥ 65点以上70点未満	0点		0点	
					⑦ 65点未満	選定しない		選定しない	
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	6点		5点	
	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。	( )点	( )%	( )点	( )%
					② 当該地域での業務実績がある。	( )点		( )点	
予定管理・担当・照査技術者の経験及び能力		CPD		【必要に応じて設定する項目】CPD取得単位を評価	① 管理・担当・照査技術者のすべてが取得	( )点	( )%	( )点	( )%
					② 管理・担当・照査技術者の内2者が取得	( )点		( )点	
					③ 管理・担当・照査技術者の内1者が取得	( )点		( )点	
小　計						33点	33%	25点	25%

評価項目			評価の着眼点	判断基準	標準型 1：2		標準型 1：3	
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務理解度		◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	0～30点	30%	0～25点	25%
	実施手順		◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。				
			◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。				
	その他		◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。				
			○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。				
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	0～37点	37%	0～50点	50%
	評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。				
			◎	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。				
			○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。				
			○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。				
		実現性	◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。				
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評				
			○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。				
			○	提案内容によって捻出される事業費が適切な場合に優位に評価す				
		独創性	○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。				
			○	周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。				
			○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。				
			○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。				
	2	評価テーマ1を準用	○					
小　計					67点	67%	75点	75%
合　計					100点	100%	100点	100%

◎:原則として設定する項目　　○:必要に応じて設定する項目

理由

懇談会ガイドラインに表現を合わせ詳細を明示した。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。
また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局(地方整備局等)における判断基準の状況から、見直しを実施した。
※提出の際に悪意(若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り)をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論(十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年)も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。
※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局(地方整備局等)における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。
※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。
※懇談会において、十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年とされていることから、過去4年間の実績とした。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、必要に応じて設定するものとして追加した。

工事の総合評価においてCPDへの取組がなされていることも踏まえ、懇談会ガイドラインの改定に伴い、必要に応じて設定するものとして追加した。継続研鑽を義務付けまたは努力規定として設けている(H22.9.24「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」資料より)

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

懇談会ガイドラインに表現を合わせた。

（現）

該当なし

（案）

【空港計画・土木関係(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント、その他)】
総合評価落札方式(標準型)の一般競争(1段階方式)の入札時における評価基準

評価項目			評価の着眼点			標準型 1：2		標準型 1：3		理由
					判断基準					
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	【応募要件とする場合は設定しない】 当該部門の建設コンサルタント登録等	① 当該業務に関する部門の登録	1点	6%	1点	4%	懇談会ガイドラインの改定に伴い、「応募要件としない場合」についても記載を行い、同様のケースに対応できるものとした。 なお、実運用としては、「応募要件とする」ことが想定される。
					② ①以外	0点		0点		
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	5点		3点		※評価点について、「技術部門登録」を応募要件としない場合の記載としている。
					② 類似業務の実績がある	2点		1点		
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	6点	10%	5点	8%	懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。 また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局(地方整備局等)における判断基準の状況から、見直しを実施した。 ※提出の際に悪意(若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り)をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論(十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年)も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。 ※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局(地方整備局等)における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。
					② 76点以上78点未満	5点		4点		
					③ 74点以上76点未満	4点		3点		
					④ 72点以上74点未満	2点		2点		
					⑤ 70点以上72点未満	1点		1点		
					⑥ 65点以上70点未満	0点		0点		
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	4点		3点		懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。 ※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。 ※懇談会において、十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年とされていることから、過去4年間の実績とした。
	事故及び不誠実な行為			大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し、右記の措置を受けた日から、業務成績評定を通知する間、評価を減ずる。	① 文書注意	-5点	－	-5点	－	懇談会ガイドラインに表現を合わせた。(点数はH21.3.26改正 航空局業務成績要領参照)。
					② 口頭注意	-3点		-3点		
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	① 技術士、博士(当該分野の研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)	3点	7%	2点	5%	懇談会ガイドラインに表現を合わせ詳細を明示した。
					② RCCM、地質調査士(地質調査分野に適用)、土木学会認定(特別上級、上級、1級)技術者(土木関係分野に適用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に適用)	1点		1点		
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の公示日までに完了した同種、類似業務等の実績の内容	① 同種業務の実績がある	4点		3点		懇談会ガイドラインに表現を合わせた。
					② 類似業務の実績がある	2点		1点		
	成績・表彰			過去4年間の大阪航空局発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点	① 78点以上	6点	10%	5点	8%	懇談会ガイドラインの改定に伴い、受注者の実態をより反映できる近年の実績とした。 また、それらを大阪航空局において確認できる範囲の資料とした。併せて、判断基準について、大阪航空局における配点の状況及び他部局(地方整備局等)における判断基準の状況から、見直しを実施した。 ※提出の際に悪意(若しくは悪意とまではいかないが、良い成績だけを提出してくる可能性有り)をもって提出されたものと善意により近々の実績を提出したものがある場合、正当な評価とならないことが予想される。また、当該成績については、他部局の点数を全て確認することは困難であること、成績評定開始から5年が経過していることから、懇談会での議論(十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年)も踏まえ4年間の大阪航空局発注業務の業務評定点を対象とした。 ※判断基準について、試行版では60点～85点の範囲を判断基準の範囲としていたが、大阪航空局における実態、他部局(地方整備局等)における配点状況も踏まえつつ、65点～78点の範囲に見直した。
					② 76点以上78点未満	5点		4点		
					③ 74点以上76点未満	4点		3点		
					④ 72点以上74点未満	2点		2点		
					⑤ 70点以上72点未満	1点		1点		
					⑥ 65点以上70点未満	0点		0点		
				提出された過去4年間の大阪航空局、東京航空局の同じ業種区分の局長表彰の経験有無	① 局長表彰の実績がある	4点		3点		懇談会ガイドラインの改定に伴い、対象とするものの見直しを実施した。 ※懇談会ガイドラインにおいては、「同じ業種区分の優良業務表彰の経験」について評価とされており、同じ業務区分の確認が可能な「大阪航空局」及び「東京航空局」とした。 ※懇談会において、十分な競争性を確保する観点、成績データの蓄積の度合い等から、4年とされていることから、過去4年間の実績とした。
	資格等・実績	情報収集力	地域精通度	【必要に応じて設定する項目】 過去10年間の公示日までに完了した当該空港・周辺での業務実績	① 当該空港等における業務実績がある。	( )点	( )%	( )点	( )%	懇談会ガイドラインの改定に伴い、必要に応じて設定するものとして追加した。
					② 当該地域での業務実績がある。	( )点		( )点		
予定管理・担当・照査技術者の経験及び能力	CPD			【必要に応じて設定する項目】 CPD取得単位を評価	① 管理・担当・照査技術者のすべてが取得	( )点	( )%	( )点	( )%	工事の総合評価においてCPDへの取組がなされていることも踏まえ、懇談会ガイドラインの改定に伴い、必要に応じて設定するものとして追加した。継続研鑽を義務付けまたは努力規定として設けている(H22.9.24「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」資料より)
					② 管理・担当・照査技術者の内2者が取得	( )点		( )点		
					③ 管理・担当・照査技術者の内1者が取得	( )点		( )点		
小　計						33点	33%	25点	25%	
					判断基準					
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務理解度			◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	0～30点	30%	0～25点	25%	懇談会ガイドラインに表現を合わせた。
	実施手順			◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。					懇談会ガイドラインに表現を合わせた。
				◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。					懇談会ガイドラインに表現を合わせた。
	その他			◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。					懇談会ガイドラインに表現を合わせた。
				○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。					懇談会ガイドラインに表現を合わせた。
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性		○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	0～37点	37%	0～50点	50%	懇談会ガイドラインに表現を合わせた。
	評価テーマ1	的確性		◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。					
				◎	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。					
				○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。					
				○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。					
		実現性		◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。					
				◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評					
				○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。					
				○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価す					
		独創性		○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。					
				○	周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。					
				○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。					
				○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。					
	2	評価テーマ1を準用		○						
小　計						67点	67%	75点	75%	
合　計						100点	100%	100点	100%	

◎：原則として設定する項目　　○：必要に応じて設定する項目

（現）

【建築関係　プロポーザル方式】
（１）選定段階での技術評価
（２段階評価方式）

評価項目	評価の着目点				配点／評価のｳｪｰﾄ	
		判断基準				小計
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	建築	2	5 (18%)
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
技術力	平成○年○月以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場）	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価す ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		3	8 (28%)
			主任担当技術者	建築	2	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
	平成○年○月以降に担当した大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ①75点以上の実績がある。（加点） ②①、④以外の実績がある。（加点） ③実績が無い。（0点） ④65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者		2	10 (36%)
			主任担当技術者	建築	2	
				構造	2	
				電気	2	
				機械	2	
	経験年数	経験年数を評価する。	管理技術者		1	5 (18%)
			主任担当技術者	建築	1	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
				合計点	28	

（案）

【建築及び設備関係（建設コンサルタント）】
　プロポーザル方式の選定段階における評価基準

評価項目	評価の着眼点				評価ウェイト	
		判断基準				
資格	専門分野の技術者資格【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合	2点	20%
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ● 主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		4点	40%
			主任担当技術者	総合	3点	
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
	過去4年間の大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。（加点） ② ①、④以外の実績がある。（加点） ③ 実績がない。（0点） ④ 65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者		4点	40%
			主任担当技術者	総合	3点	
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
計					25点	100%

理由

基本は、平成22年1月20日開催の委員会で審議・評価された「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（試行版）」（以下、「試行版」という。）と同様であるが、平成21年3月に「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」により定められた「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下、懇談会ガイドライン」という。）が平成23年6月に改訂されたことから、大阪航空局の試行版についても、改訂された「懇談会ガイドライン」や他の発注者（地方整備局等）の状況も踏まえ以下の見直しを行った。

平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者の経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの参考資料において、標準として過去10年とすると記載されており、土木関係の配置予定技術者の同種、類似業務の実績において、過去10年間の実績としたことから、整合を図った。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者の経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの参考資料において、標準として過去5年とすると記載されているが、土木関係の配置予定技術者の同種、類似業務の実績において、過去4年間の実績としたことから、整合を図った。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者の経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、実施方針及び評価テーマに関する技術提案を重視し、従前、評価項目としていた配置予定技術者の経験年数について、今後は評価を行わないこととした。

（現）

（2）特定段階での技術評価
（2段階評価方式）［一般競争入札における特定段階（1段階評価方式にも適用）］

評価項目	評価の着目点				配点／評価のｳｪｰﾄ	小計
		判断基準				
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	建築	2	7.5 (7%)
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者（注）	建築	1	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	
技術力	平成○年○月以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場） 評価対象とする各分担業務分野の担当技術者数 建築分野：○人 構造分野：○人 電気分野：○人 機械分野：○人	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価す ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		3	10.5 (10%)
			主任担当技術者	建築	2	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者（注）	建築	1	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	
			※当該業務の担当者等にヒアリング時に内容を確認			
	平成○年○月以降に担当した大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は評価点の平均） ①75点以上の実績がある。（加点） ②①、④以外の実績がある。（加点） ③実績が無い（0点） ④65点未満の実績がある。（減点）	以下の順で評価する。	管理技術者		2	10 (9%)
			主任担当技術者	建築	2	
				構造	2	
				電気	2	
				機械	2	
	経験年数	経験年数を評価する。	管理技術者		1	7 (7%)
			主任担当技術者	建築	1	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者（注）	建築	0.5	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	
	ＣＰＤ	ＣＰＤ取得単位を評価。	管理技術者		1	7 (7%)
			主任担当技術者	建築	1	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者（注）	建築	0.5	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	

注：担当技術者の配点については、業務の規模及び内容に応じて設定することとし、設定しない場合の配点については、管理技術者及び主任担当技術者に上乗せして調整する。

評価項目	評価の着目点			配点／評価のｳｪｰﾄ	小計
		判断基準			
業務実施方針及び手法 （評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。）	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。		8	63 (60%)
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、特定テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		10	
	特定テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	15	
		②	テーマ②について、同上。	15	
		③	テーマ③について、同上。	15	
	合計				105

※配点や年数等については、業務の特性（業務内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定してよい。

（案）

【建築及び設備関係（建設コンサルタント）】
プロポーザル方式の特定段階における評価基準
※ 標準型プロポーザル方式（1段階方式）の場合にも適用

評価項目	評価の着眼点				評価ウェイト	
		判断基準				
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合	2点	5%
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ● 主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		4点	10%
			主任担当技術者	総合	3点	
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
	過去4年間の大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。（加点） ② ①、④以外の実績がある。（加点） ③ 実績がない。（0点） ④ 65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者		4点	10%
			主任担当技術者	総合	3点	
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
	CPD	CPD取得単位を評価	管理技術者		2点	10%
			主任担当技術者	総合	2点	
				構造	2点	
				電気	2点	
				機械	2点	
業務実施方法及び手法	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。			0～8点	65%
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。			0～12点	
	評価テーマに対する技術提案	テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取られているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		テーマ①	0～15点	
				テーマ②	0～15点	
				テーマ③	0～15点	
計					100点	100%

理由

懇談会ガイドラインの改定に伴い、特定段階において従前は管理技術者、主任担当技術者及び担当技術者を評価していたが、今後は管理技術者及び主任担当技術者について評価し、担当技術者については評価を行わないこととした。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者のうち担当技術者及び経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの参考資料において、標準として過去10年とすると記載されており、土木関係の配置予定技術者の同種、類似業務の実績において、過去10年間の実績としたことから、整合を図った。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者のうち担当技術者について評価を行わないこととしたため、評価点の内訳を見直した。

懇談会ガイドラインの参考資料において、標準として過去5年とすると記載されているが、土木関係の配置予定技術者の同種、類似業務の実績において、過去4年間の実績としたことから、整合を図った。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者のうち担当技術者及び経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、実施方針及び評価テーマに関する技術提案を重視し、従前、評価項目としていた配置予定技術者の経験年数について、今後は評価を行わないこととした。

平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者のうち担当技術者及び経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

配置予定技術者のうち担当技術者及び経験年数について評価を行わず、実施方針及び評価テーマに関する技術提案を重視することとしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

（現）

【建築関係　総合評価落札方式（簡易型）】
（1）選定段階での技術評価
（2段階評価方式）

評価項目	評価の着目点				配点／評価のｳｪｰﾄ	
		判断基準				小計
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	建築	2	5 (18%)
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
技術力	平成○年○月以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場）	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価す ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		3	8 (28%)
			主任担当技術者	建築	2	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
	平成○年○月以降に担当した大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ①75点以上の実績がある。（加点） ②①、④以外の実績がある。（加点） ③実績が無い。（0点） ④65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者		2	10 (36%)
			主任担当技術者	建築	2	
				構造	2	
				電気	2	
				機械	2	
	経験年数	経験年数を評価する。	管理技術者		1	5 (18%)
			主任担当技術者	建築	1	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
合計点					28	

（案）

【建築及び設備関係（建設コンサルタント）】
　総合評価落札方式（簡易型）の指名段階における評価基準

評価項目	評価の着眼点				評価ウェイト	
		判断基準				
資格	専門分野の技術者資格【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合	2点	20%
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ● 主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		4点	40%
			主任担当技術者	総合	3点	
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
	過去4年間の大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。（加点） ② ①、④以外の実績がある。（加点） ③ 実績がない。（0点） ④ 65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者		4点	40%
			主任担当技術者	総合	3点	
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
計					25点	100%

理由

基本は、平成22年1月20日開催の委員会で審議・評価された「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（試行版）」（以下、「試行版」という。）と同様であるが、平成21年3月に「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」により定められた「建設コンサルタント業務等におけるプローザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下、懇談会ガイドライン」という。）が平成23年6月に改訂されたことから、大阪航空局の試行版についても、改訂された「懇談会ガイドライン」や他の発注者（地方整備局等）の状況も踏まえ以下の見直しを行った。

平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者の経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの参考資料において、標準として過去10年とすると記載されており、土木関係の配置予定技術者の同種、類似業務の実績において、過去10年間の実績としたことから、整合を図った。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者の経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの参考資料において、標準として過去5年とすると記載されているが、土木関係の配置予定技術者の同種、類似業務の実績において、過去4年間の実績としたことから、整合を図った。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者の経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、実施方針を重視し、従前、評価項目としていた配置予定技術者の経験年数について、今後は評価を行わないこととした。

（現）

（2）入札段階での技術評価
（2段階評価方式）［一般競争入札における特定段階（1段階評価方式にも適用）］

評価項目	評価の着目点	判断基準			配点／評価のｳｪｰﾄ	小計
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	建築	2	7.5 (12%)
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者（注）	建築	1	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	
技術力	平成○年○月以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場） 評価対象とする各分担業務分野の担当技術者数 建築分野：○人 構造分野：○人 電気分野：○人 機械分野：○人	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		3	10.5 (17%)
			主任担当	建築	2	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者（注）	建築	1	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	
			※当該業務の担当者等にヒアリング時に内容を確認することがある。			
	平成○年○月以降に担当した大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は評価点の平均）	以下の順で評価する。 ①75点以上の実績がある。（加点） ②①、④以外の実績がある。（加点） ③実績が無い（0点） ④65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者		2	10 (17%)
			主任担当技術者	建築	2	
				構造	2	
				電気	2	
				機械	2	
	経験年数	経験年数を評価する。	管理技術者		1	7 (12%)
			主任担当技術者	建築	1	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者（注）	建築	0.5	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	
	ＣＰＤ	ＣＰＤ取得単位を評価。	管理技術者		1	7 (12%)
				建築	1	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者（注）	建築	0.5	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	

注：担当技術者の配点については、業務の規模及び内容に応じて設定することとし、設定しない場合の配点については、管理技術者又は主任担当技術者に上乗せして調整する。

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点／評価のｳｪｰﾄ	
業務実施方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8	18 (30%)
（評価にあたっては技術資料の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。）	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	10	
合計				60

※配点や年数等については、業務の特性（業務内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定してよい。

（案）

【建築及び設備関係（建設コンサルタント）】
総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準
※ 一般競争（1段階方式）の場合にも適用

評価項目	評価の着眼点	判断基準				標準型
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合	2点	10%
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ● 主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		4点	18%
			主任担当技術者	総合	3点	
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
	過去4年間の大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。（加点） ② ①、④以外の実績がある。（加点） ③ 実績がない。（0点） ④ 65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者		4点	18%
			主任担当技術者	総合	3点	
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
	CPD	CPD取得単位を評価	管理技術者		2点	18%
			主任担当技術者	総合	2点	
				構造	2点	
				電気	2点	
				機械	2点	
業務実施方法及び手法	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。			0～8点	36%
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。			0～12点	
計					55点	100%

理由

懇談会ガイドラインの改定に伴い、特定段階において従前は管理技術者、主任担当技術者及び担当技術者を評価していたが、今後は管理技術者及び主任担当技術者について評価し、担当技術者については評価を行わないこととした。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者のうち担当技術者及び経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの参考資料において、標準として過去10年とすると記載されており、土木関係の配置予定技術者の同種、類似業務の実績において、過去10年間の実績としたことから、整合を図った。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者のうち担当技術者について評価を行わないこととしたため、評価点の内訳を見直した。

懇談会ガイドラインの参考資料において、標準として過去5年とすると記載されているが、土木関係の配置予定技術者の同種、類似業務の実績において、過去4年間の実績としたことから、整合を図った。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者のうち担当技術者及び経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、実施方針を重視し、従前、評価項目としていた配置予定技術者の経験年数について、今後は評価を行わないこととした。

平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者のうち担当技術者及び経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

配置予定技術者のうち担当技術者及び経験年数について評価を行わず、実施方針を重視することとしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

（現）

【建築関係　総合評価落札方式（標準型）】
（1）選定段階での技術評価
（2段階評価方式）

評価項目	評価の着目点					配点／評価のウェート	
		判断基準					小計
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	建築		2	5 (18%)
				構造		1	
				電気		1	
				機械		1	
技術力	平成○年○月以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場）	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者			3	8 (28%)
			主任担当技術者	建築		2	
				構造		1	
				電気		1	
				機械		1	
	平成○年○月以降に担当した大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ①75点以上の実績がある。（加点） ②①、④以外の実績がある。（加点） ③実績が無い。（0点） ④65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者			2	10 (36%)
			主任担当	建築		2	
				構造		2	
				電気		2	
				機械		2	
	経験年数	経験年数を評価する。	管理技術者			1	5 (18%)
			主任担当	建築		1	
				構造		1	
				電気		1	
				機械		1	
合計点						28	

（案）

【建築及び設備関係（建設コンサルタント）】
総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準

評価項目	評価の着眼点					評価ウェイト	
		判断基準					
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合		2点	20%
				構造		1点	
				電気		1点	
				機械		1点	
技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ● 主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者			4点	40%
			主任担当技術者	総合		3点	
				構造		1点	
				電気		1点	
				機械		1点	
	過去4年間の大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。（加点） ② ①、④以外の実績がある。（加点） ③ 実績がない。（0点） ④ 65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者			4点	40%
			主任担当技術者	総合		3点	
				構造		1点	
				電気		1点	
				機械		1点	
計						25点	100%

理由

基本は、平成22年1月20日開催の委員会で審議・評価された「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（試行版）」（以下、「試行版」という。）と同様であるが、平成21年3月に「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」により定められた「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下、懇談会ガイドライン」という。）が平成23年6月に改訂されたことから、大阪航空局の試行版についても、改訂された「懇談会ガイドライン」や他の発注者（地方整備局等）の状況も踏まえ以下の見直しを行った。

平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者の経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの参考資料において、標準として過去10年とすると記載されており、土木関係の配置予定技術者の同種、類似業務の実績において、過去10年間の実績としたことから、整合を図った。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者の経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの参考資料において、標準として過去5年とすると記載されているが、土木関係の配置予定技術者の同種、類似業務の実績において、過去4年間の実績としたことから、整合を図った。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者の経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、実施方針及び評価テーマに関する技術提案を重視し、従前、評価項目としていた配置予定技術者の経験年数について、今後は評価を行わないこととした。

（現）

（2）入札段階での技術評価
（2段階評価方式）［一般競争入札における入札段階（1段階評価方式にも適用）］

評価項目	評価の着目点	判断基準			配点／評価のｳｪｰﾄ	小計
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	建築	2	7.5 (8%)
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者（注）	建築	1	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	
技術力	平成○年○月以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場） 評価対象とする各分担業務分野の担当技術者数 建築分野：○人 構造分野：○人 電気分野：○人 機械分野：○人	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価す ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		3	10.5 (12%)
			主任担当技術者	建築	2	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者（注）	建築	1	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	
			※当該業務の担当者等にヒアリング時に内容を確認す			
	平成○年○月以降に担当した大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は評価点の平均）	以下の順で評価する。 ①75点以上の実績がある。（加点） ②①、④以外の実績がある。（加点） ① 績が無い（0点） ② 65点未満の実績がある（減点）	管理技術者		2	10 (11%)
			主任担当技術者	建築	2	
				構造	2	
				電気	2	
				機械	2	
	経験年数	経験年数を評価する。	管理技術者		1	7 (8%)
			主任担当技術者	建築	1	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者（注）	建築	0.5	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	
	ＣＰＤ	ＣＰＤ取得単位を評価。	管理技術者		1	7 (8%)
			主任担当技術者	建築	1	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者（注）	建築	0.5	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	

注：担当技術者の配点については、業務の規模及び内容に応じて設定することとし、設定しない場合の配点については、管理技術者及び主任担当技術者に上乗せして調整する。

評価項目	評価の着目点	判断基準		配点／評価のｳｪｰﾄ	
業務実施方針及び手法 （評価にあたっては技術資料の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。）	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、特定テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		10	35 (39%)
	評価テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	15	
		②	テーマ②について、同上。	15	
合計					90

※配点や年数等については、業務の特性（業務内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定してよい。
※評価テーマの判断基準内容については、担当者が内容を決めて記載する。

（案）

【建築及び設備関係（建設コンサルタント）】
総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準
※ 一般競争（1段階方式）の場合にも適用

評価項目	評価の着眼点	判断基準			標準型	
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合	2点	5%
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ● 主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		4点	12%
			主任担当技術者	総合	3点	
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
	過去4年間の大阪航空局発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 75点以上の実績がある。（加点） ② ①、④以外の実績がある。（加点） ③ 実績がない。（0点） ④ 65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者		4点	12%
			主任担当技術者	総合	3点	
				構造	1点	
				電気	1点	
				機械	1点	
	CPD	CPD取得単位を評価	管理技術者		2点	12%
			主任担当技術者	総合	2点	
				構造	2点	
				電気	2点	
				機械	2点	
業務実施方法及び手法	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。			0～8点	59%
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。			0～12点	
	評価テーマに対する技術提案	テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取られているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		テーマ①	0～15点	
				テーマ②	0～15点	
計					85点	100%

理由

懇談会ガイドラインの改定に伴い、特定段階において従前は管理技術者、主任担当技術者及び担当技術者を評価していたが、今後は管理技術者及び主任担当技術者について評価し、担当技術者については評価を行わないこととした。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者のうち担当技術者及び経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの参考資料において、標準として過去10年とすると記載されており、土木関係の配置予定技術者の同種、類似業務の実績において、過去10年間の実績としたことから、整合を図った。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者のうち担当技術者について評価を行わないこととしたため、評価点の内訳を見直した。

懇談会ガイドラインの参考資料において、標準として過去5年とすると記載されているが、土木関係の配置予定技術者の同種、類似業務の実績において、過去4年間の実績としたことから、整合を図った。
平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者のうち担当技術者及び経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

懇談会ガイドラインの改定に伴い、実施方針及び評価テーマに関する技術提案を重視し、従前、評価項目としていた配置予定技術者の経験年数について、今後は評価を行わないこととした。

平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における表現に合わせ「総合」とした。
配置予定技術者のうち担当技術者及び経験年数について評価を行わないこととしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

配置予定技術者のうち担当技術者及び経験年数について評価を行わず、実施方針及び評価テーマに関する技術提案を重視することとしたため、評価ウェイトの割合を見直した。

（現）	（案）	理由
該当なし	**７．履行確実性評価** 総合評価落札方式で発注する業務においては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため技術提案の新たな評価項目として、「履行確実性」を加えて技術評価を行う。 ① 対象業務 予定価格が１千万円以上（調査基準価格の作成対象）の業務 ② 履行確実性評価の流れ 原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した応札者において、調査基準価格未満の価格で入札したすべての応札者については開札後速やかにヒアリングを実施する。調査基準価格以上の価格で入札した応札者については、提出資料で履行確実性が確認できる場合は、ヒアリングを省略できる。 ※提出資料とは、参加表明資料及び技術提案した資料等を言う。 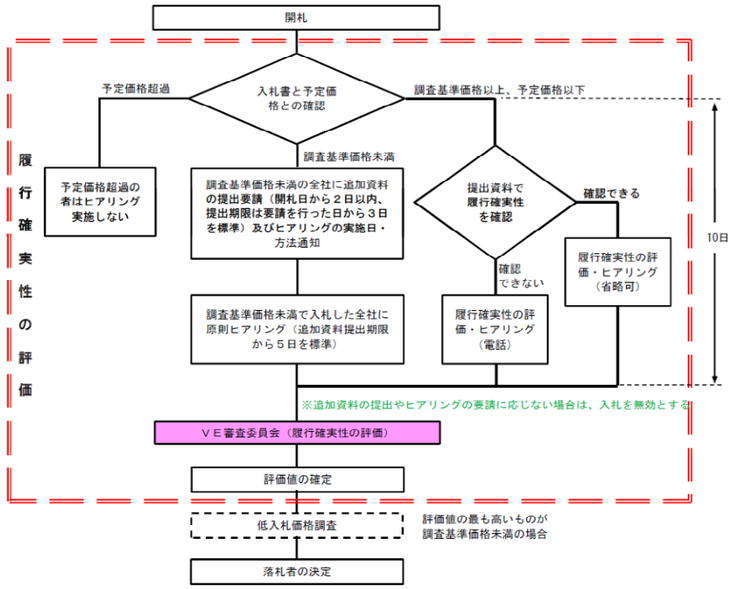 ③ 審査項目 調査基準価格未満の応札者に対する履行確実性評価は、提出された追加資料を基に審査の視点の４項目について実施し、公正、公平な審査を適切に行う。 【審査の視点】 ａ） 業務内容に対応した費用が計上されているか。 ｂ） 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。 ｃ） 品質管理体制が確保されているか。 ｄ） 再委託先への支払いは適正か。	・「調査・設計等における品質確保に関する懇談会」平成22年度検討結果とりまとめより、新たな品質確保対策として、低入札価格調査基準価格を下回ったものに対して低入札価格調査を強化すると共に、技術評価点の中で技術提案の確実な履行の確保を評価し厳格に反映する「履行確実性評価」の試行を実施し、履行確実性評価を導入した2,000 万円を越える業務では、「低入札応札者の割合」及び「低入札落札数の割合」はいずれも大きく減少するという結果が得られ、履行確実性評価の導入効果が確認できたことから、平成23 年度より対象業務を予定価格2,000 万円を越えるものから、1,000 万円を越えるものに拡大している。 さらに「調査・設計等における品質確保に関する懇談会」平成23年度における実施状況(速報版：第1～第3四半期)より、前年度に比して総合評価落札方式の低入落札発生率が大きく減少しており、履行確実性評価の対象を1,000万円超の業務に拡大した効果が現れている。 ・「建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について」（平成22年4月27日　国地契第5号、国官技第26号、国営整第22号）にて各地方整備局あて通達が発出されており、総合評価落札方式により行われる業務であって、予定価格が1,000 万円を超えるものにおいて試行をすることとされている。 ・上述のことより、大阪航空局においても総合評価落札方式で発注する予定価格が1,000 万円以上の業務において、低入札対策として効果的と考えられる履行確実性評価を行うこととした。

該当なし

【審査内容】

a ） 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているか。

b ） 配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。配置予定技術者の人工が適正であるか。

c ） 照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。照査予定技術者の人工が適正であるか。

d ） 再委託業務内容を再委託先が確認しているか。

④ 評価方法

各審査項目毎に審査（「○」ｏｒ「×」）した上で、５段階（Ａ～Ｅ）で総合的に評価し、履行確実性に関する度合い（履行確実性度）を技術提案評価点に乗じることにより評価する。

$$「履行確実性度」= \frac{（「○」と審査した項目数）}{4（全項目）}$$

評価	履行確実性度	「○」と審査した項目数
A	1	4
B	0.75	3
C	0.5	2
D	0.25	1
E	0	0

⑤ 技術評価点の算出

技術評価点＝（配置予定技術者の経験及び能力）＋
（履行確実性評価前の技術提案評価点）×α（履行確実性度）

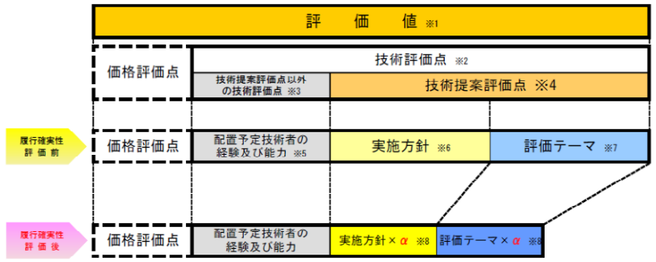

※１　評価値 ＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点
※２　技術評価点 ＝ 技術提案評価点以外の技術評価点 ＋ 技術提案評価点
※３　技術提案評価点以外の技術評価点 ＝ 配置予定技術者の経験及び能力に係る評価点
※４　技術提案評価点 ＝ 実施方針に係る評価点 ＋ 評価テーマに係る評価点
※５　【配置予定技術者の経験及び能力】 配置予定技術者の資格・実績、成績・表彰等
※６　【実施方針】 実施方針、実施フロー、工程表、その他
※７　【評価テーマ】 評価テーマに関する技術提案
※８　【α】 履行確実性度